

新座市子ども・子育て 支援事業計画

平成27年度～平成31年度



平成27年2月
新座市

新座市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年 2 月

新座市

健やかに子どもが育つまち にいざを目指して

本市は平成16年度に全国の自治体に先駆け、次世代育成支援行動計画策定の先行市として「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念とした「新座市次世代育成支援行動計画」を策定し、保育園の増設や地域子育て支援センターの設置、ファミリー・サポート・センター事業、子育てネットワークづくりの充実等、子育てしやすい環境の整備を図ってまいりました。

この間、わが国では、急速な少子高齢化の進行や待機児童問題、仕事と子育てをめぐる働き方の見直し、また子育てに孤立感や負担感を持つ人の増加等、子育てをめぐる様々な問題がクローズアップされてきました。

これらを受け、国においては平成24年8月に、全ての子どもが笑顔で成長し、安心して子育てができる、その喜びを感じられる社会を実現するとともに、社会全体で子育てを支えるために、「子ども・子育て支援法」を中心とする「子ども・子育て関連3法」を制定いたしました。

平成27年4月からは認定こども園の普及や地域の子育て支援の充実など、全ての子育て家庭を支援する「子ども・子育て支援新制度」が開始されることとなり、本市におきましても地域の子育てに関するニーズ調査を実施し、平成27年度からの5か年を一期とした「新座市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、新座市次世代育成支援行動計画を引継ぎ、これまで推進してきた子育て支援施策を、さらに総合的・計画的に推し進めるものとなっております。

子育てしやすい地域づくりを進め、誰もが住みやすいと感じ、愛着を持って住み続けたいと思うような「子育て応援都市にいざ」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様には、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たりまして、「子育て支援に関するアンケート調査」に御協力いただきました市民の皆様、そして、貴重な御意見や御提言を頂きました新座市子ども・子育て会議委員の皆様に心から御礼を申し上げます。

平成27年2月

新座市長 須田 健治

新座市子ども・子育て支援事業計画 目次

| | |
|---|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ（法的位置づけ、市他計画との関係） | 2 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 計画の対象 | 4 |
| 5 提供区域の設定 | 4 |
| 6 計画の策定体制 | 5 |
| 第2章 計画の基本理念、基本目標 | 6 |
| 1 計画の基本理念 | 6 |
| 2 計画において大切にすべき視点 | 8 |
| 3 基本目標 | 9 |
| 第3章 新座市の現状 | 11 |
| 1 総人口、世帯の推移 | 11 |
| 2 人口動態（出生数等の推移） | 13 |
| 3 教育・保育事業の利用状況 | 15 |
| 4 アンケート調査からみる子どもの状況 | 18 |
| 第4章 子ども・子育て支援事業の目標事業量及び確保方策 | 26 |
| 1 子どもの人口及び家庭類型の見通し | 26 |
| (1) 子どもの人口の見通し | 26 |
| (2) 地区別の子どもの人口の見通し | 26 |
| (3) 家庭類型の見通し | 29 |
| 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保等 | 30 |
| (1) 保育にかかる施設型給付 | 31 |
| (2) 学校教育にかかる施設型給付 | 36 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保等 | 39 |
| (1) 利用者支援事業 | 40 |
| (2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター・つどいの広場） | 41 |
| (3) 妊婦健康診査事業 | 42 |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問・こんにちは赤ちゃん） | 43 |
| (5) 養育支援訪問事業 | 44 |
| (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） | 45 |
| (7) ファミリー・サポート・センター事業 | 47 |
| (8) 一時預かり事業 | 48 |

| | |
|--|-----------|
| (9) 延長保育事業 | 50 |
| (10) 病児・病後児保育事業 | 51 |
| (11) 放課後児童保育室事業 | 52 |
| (12) 実費徴収に係る補足給付事業 | 56 |
| (13) 多様な主体の参入促進事業 | 56 |
| 第5章 関連施策の展開 | 57 |
| 基本目標1 すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために | 57 |
| 1－1 特定教育・保育事業 | 57 |
| 1－2 地域子ども・子育て支援事業 | 58 |
| 1－3 子どもの育ちを応援する事業 | 59 |
| 1－4 児童虐待防止に向けた取組 | 64 |
| 1－5 障がい児施策の充実に向けた取組 | 65 |
| 基本目標2 すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために | 67 |
| 2－1 親になるための学習支援 | 67 |
| 2－2 仕事と子育ての両立の推進 | 69 |
| 2－3 ひとり親家庭の自立支援の推進 | 69 |
| 2－4 子育て中の親の就職支援 | 70 |
| 基本目標3 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために | 72 |
| 3－1 地域における子育て支援のネットワークづくり | 72 |
| 3－2 青少年を支援する取組 | 75 |
| 3－3 安心して外出できる環境の整備 | 76 |
| 3－4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | 79 |
| 第6章 計画の推進・進捗管理 | 81 |
| (1) 計画の進捗管理・評価方法 | 81 |
| (2) 関係機関との連携強化 | 81 |
| 資料編 | 82 |
| (1) 計画の策定経過 | 82 |
| (2) 新座市子ども・子育て会議条例 | 84 |
| (3) 新座市子ども・子育て会議委員名簿 | 85 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国の出生数は、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）以降減少傾向にあり、それに伴い合計特殊出生率についても減少傾向が続いており、平成元年の「1.57ショック」を経て、平成17年には過去最低となる1.26を記録しています。この間、次世代育成支援対策推進法に基づき、各自治体や企業は次世代育成支援対策の推進を図るため、行動計画を策定し、子育てをしやすい環境の整備に取り組んできました。そして、最低を記録した平成17年以降の合計特殊出生率は緩やかな増加傾向へと転じていますが、平成25年時点では1.43と依然として低い水準が続いている。

そのため、国では、待機児童解消等による子育てしやすい社会や人格形成を培う重要な時期に質の高い幼児教育・保育を提供するという、更なる子育て支援施策の充実を図るため、平成24年には「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度からは、同法に基づく新制度の教育・保育サービスが提供されます。

本市では、これまで次世代育成支援対策推進法に基づき、計画策定先行市として他の自治体に先駆け、平成16年に「新座市次世代育成支援行動計画前期計画」を策定しました。平成22年には同計画の「後期計画」を策定し、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念に掲げて、子育てのしやすいまちづくりを目指してきました。

平成26年に「後期計画」が終了すること、また、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が開始されることから、この度「新座市子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という）」を策定します。

子ども・子育て関連3法

- 1 子ども・子育て支援法
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- 3 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の位置づけ（法的位置づけ、市他計画との関係）

（1）子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。

子ども・子育て支援法（抄）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

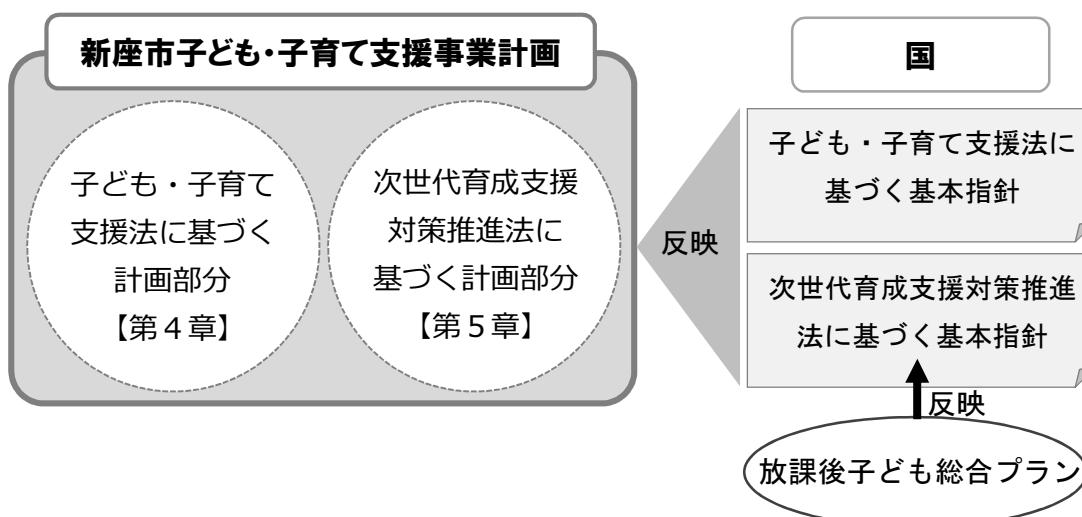
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（2）次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなります。策定は任意となります。

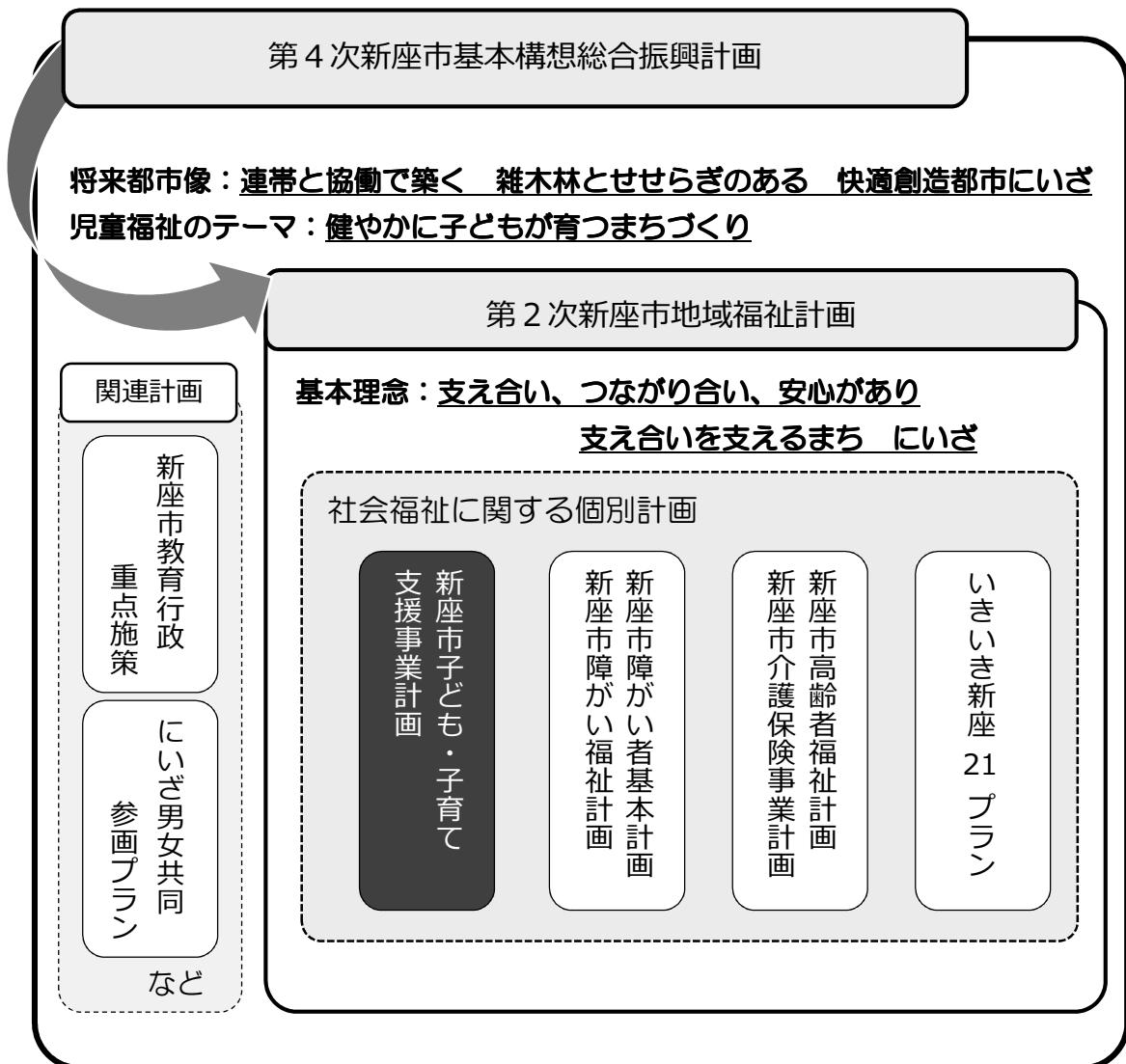
そのため、本市では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引き継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることとします。

また、国では平成26年8月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進める方針を示しました。これを受け、市町村の次世代育成支援行動計画には「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を位置付ける必要性があるため、本計画へ反映させることとします。



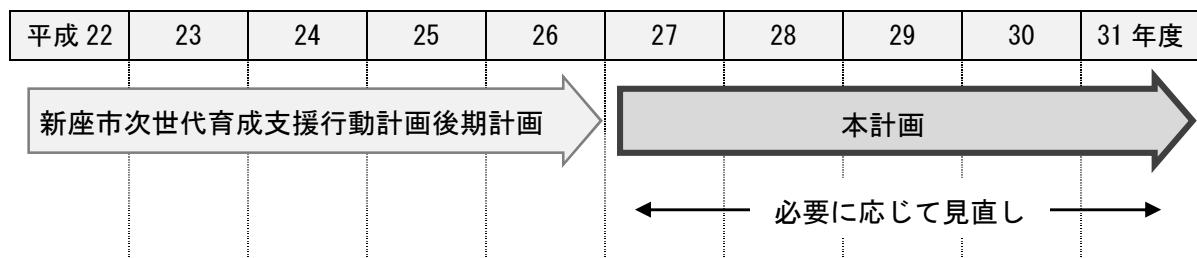
(3) 新座市基本構想総合振興計画を上位計画とする 市の子ども・子育てに係る総合計画

本計画は、市のまちづくりの基本となる「新座市基本構想総合振興計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を持たせた、市の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法により5年を1期として策定することと定められていることから、計画期間を平成27年度から平成31年度までとします。また、国の制度動向や市の人口状況、関連施設の整備状況により、必要に応じて見直しを行うものとします。



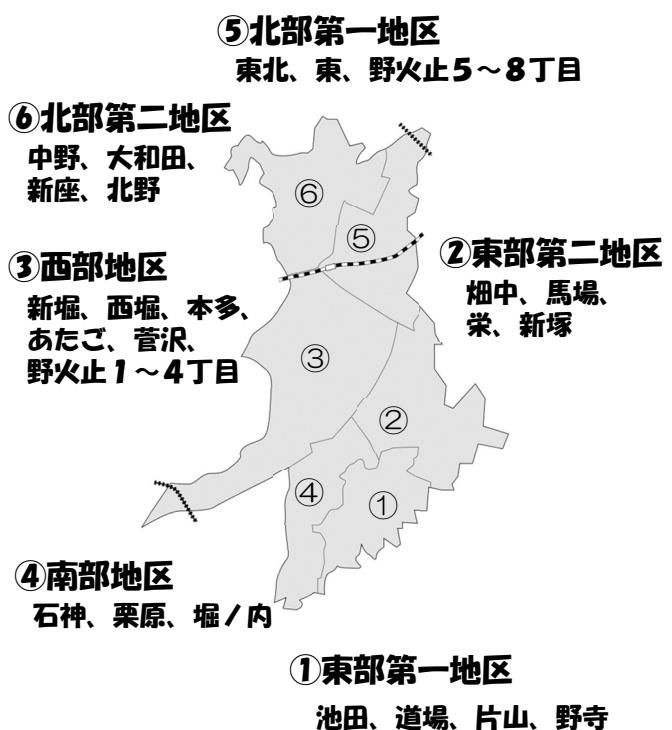
4 計画の対象

本計画の対象は、新座市に居住する全ての子ども（18歳未満の児童）及びその保護者、出産予定のある市民、地域における子育て支援活動を行う市民とします。

5 提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならぬとされています。

本計画では、民生委員・児童委員協議会の活動区域や地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域である、6区域を基本として検討し、「幼児期の学校教育・保育の事業量」は6区域、「地域子ども・子育て支援事業の事業量（放課後児童保育室事業を除く）」は市全域（1区域）、「放課後児童保育室事業」は学校区に合わせ17区域として、目標事業量及び提供体制を設定します。



6 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

子育て家庭の教育・保育に係るニーズを把握するため、就学前児童とその保護者3,000名、就学児童とその保護者1,000名に対して「新座市子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、ニーズや子育て支援策に対する意見等を伺いました。

(2) 新座市子ども・子育て会議の設置、 次世代育成支援対策地域会議との引継ぎ

地域の実情を反映した計画内容とするため、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者、子育て支援関係団体、各種関係機関等からなる「新座市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の審議を行いました。

また、これまで市の次世代育成支援施策に取り組んできた新座市次世代育成支援対策地域会議から、計画の進捗管理等の業務を受け継ぐため、合同会議を開催し、引継ぎを行いました。

(3) 国・県との連携

内閣府の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、計画の内容を検討するとともに、ニーズ量については国のワークシートを活用し、県との調整を行いました。

(4) 現場職員意見交換会、計画意見交換会及びパブリックコメントの実施

広く市民・現場職員から意見を伺うため、子ども・子育て支援新制度や計画の内容について意見交換会を行うとともに、パブリックコメントを実施しました。

現場職員意見交換会

◇実施回数：4回（保育園、幼稚園、放課後児童保育室、地域子育て支援センター）

◇参加人数：保育園13人、幼稚園10人、放課後児童保育室20人、
地域子育て支援センター6人

新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）市民意見交換会

◇実施日：平成26年12月14日（日）

◇参加人数：大人43人、子ども6人、新座市子ども・子育て会議委員10人

新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）の意見募集（パブリックコメント）

◇実施期間：平成26年12月1日（月）～平成27年1月7日（水）

◇意見件数：256件（111人）

第2章 計画の基本理念、基本目標

1 計画の基本理念

子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ

基本理念は、市の子育て像、並びに、本計画の考え方を示すものとなります。

これまでに、市では「新座市次世代育成支援行動計画」において、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念に掲げて子育てをしやすいまちづくりを進めてきました。

この基本理念には、私たち（以下、「私たち」は市民を指す。）は、まち全体で全ての子育て家庭を「応援」すること、子どもと共に親も成長していく「共育ち」、子育て・子育ちを応援するための地域づくりが重要であるという考え方、また、行政の施策だけでなく、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、全ての市民が共に成長し、より良い地域をつくっていきたいという願いが込められています。

また、「18歳までを子どもとする」、「父母その他の保護者は、子育てについて第一義的責任を有する」という子ども・子育て支援法の基本的認識を前提とし、「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」、「子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、『親育ち』の過程を支援していくことが必要」、「家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が各自の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない」とうたっており、子どもの成長を目的の核に据えつつ、共に親が育ち、地域が育つことが、子育てをしやすいまちづくりには欠かせないものといえます。

そのため、本計画においても、これまでの市が掲げてきた「新座市次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承していくこととします。

基本理念：

「**子どもが 親が 地域が育つ
子育て応援都市にいざ**」へ

健やかに成長する「子ども」へ

子と共に成長する「親」へ

子育てを応援する「地域」へ

子ども・子育て支援法（抄）

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（定義）

第六条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

- 2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

児童福祉法（抄）

第一章 総則

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

- ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第一節 定義

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

2 計画において大切にすべき視点

本計画では、「新座市次世代育成支援行動計画」でこれまでに大切にしてきた視点に加え「子ども・子育て支援新制度」の考え方を踏まえ、次の3つの視点を大切にしていきます。

1 すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援する視点

全ての子どもは、かけがえのない個性ある存在としてその生命と人権が保障され、健やかな発達、幸せな成長が実現される機会を平等に与えられることが重要です。

私たちのまちで生まれ、育っている全ての子どもは、障がいの有無、育つ環境の違い、社会への適応性の違いなど、一人ひとりの個人差によって差別されることなく、必要性に応じてサポートを受ける権利を持っています。

周囲の人たちがそうした意識を持ち、全ての子どもが有する個性を認められ、健やかに、そして幸せに育つことを応援するまちをつくっていきます。

2 すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援する視点

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、成長する子どもの姿やその存在に感謝し、親が親として成長していくという大きな喜びをもたらすものです。

そのためには、過度に子育てに対して不安や負担感を抱いたり、社会から孤立することがないような環境が保障されていることが重要です。

親が自己肯定感を持ち、喜びや楽しみを感じながら子どもと共に成長できることを応援するまちをつくっていきます。

3 地域のみんなが子育てを温かく見守り応援する視点

子どもの健やかな成長を支援すること、親の成長を支援することは、地域全体がそうした子育て家庭を「温かく」かつ「積極的に」見守っていくことが重要です。

そのため、「子どもは地域の宝、地域の未来」という意識を地域の一人ひとりが意識し、自分たちの問題として捉えることにより、子育て家庭を見守り、叱るときは叱り、必要なときは手を差し伸べ、応援していくようなまちをつくっていきます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の基本目標を設定して総合的に施策の展開を図ります。

基本目標1 すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

本市に生まれ育つ全ての子どもが必要な教育・保育を受けることができるよう、また、親が安心して子どもを預け、仕事と子育ての両立が図れるよう、様々な子育て支援サービスの量及び質の向上を図ります。

また、妊娠婦や新生児の健康や障がい児支援など、多面的なサポートを必要とする親子に対して、関係機関と連携をとり、子どもが健やかに育つことができる環境を整備します。

- ◎特定教育・保育事業
- ◎地域子ども・子育て支援事業
- ◎子どもの育ちを応援する事業
- ◎児童虐待防止に向けた取組
- ◎障がい児施策の充実に向けた取組

基本目標2 すべての親が子育てを楽しみ、 子どもと共に成長できることを応援するために

子育て中の親が、子育てに対して抱く不安や負担感を軽減するため、子育てに関する知識やノウハウ等を学べる機会を充実させます。

また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、企業や市民に対して働き方に関する啓発を行うとともに、出産等を機に離職した母親などが再び就職しやすい環境を整備します。

- ◎親になるための学習支援
- ◎仕事と子育ての両立の推進
- ◎ひとり親家庭の自立支援の推進
- ◎子育て中の親の就職支援

基本目標3 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

地域全体で子育て家庭や青少年を見守ることができるよう、関係する組織・団体を中心としてネットワーク化を拡充するとともに、親子が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりや親子が気軽に立ち寄り、利用することができる施設の拡充を図ります。

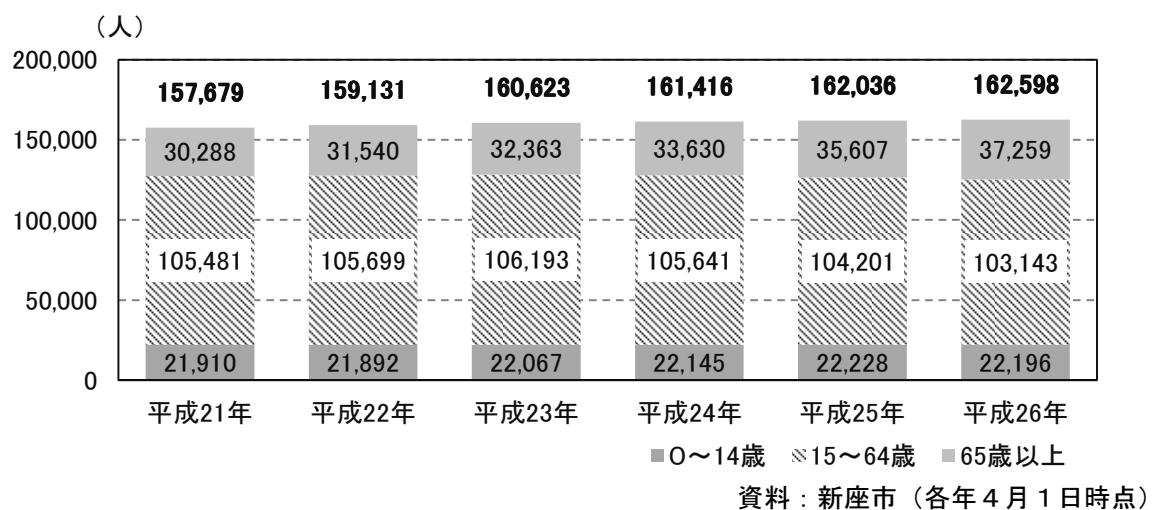
また、子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。

- ◎地域における子育て支援のネットワークづくり
- ◎青少年を支援する取組
- ◎安心して外出できる環境の整備
- ◎子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

第3章 新座市の現状

1 総人口、世帯の推移

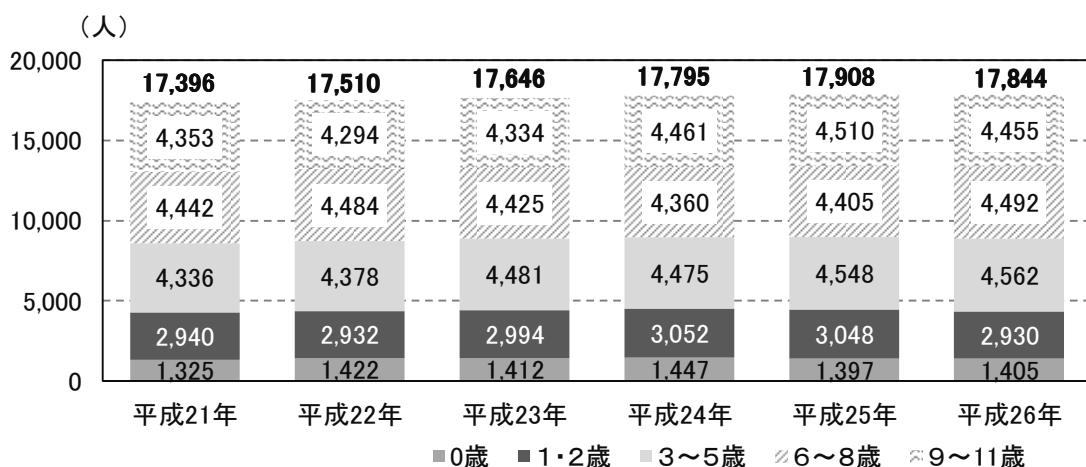
① 総人口の推移



資料：新座市（各年4月1日時点）

市の総人口は年々増加しており、平成21年の157,679人から平成26年には162,598人へと4,919人増加しています。年齢3区分別でみると、0~14歳は平成25年までは微増傾向にあるものの、平成26年にはやや減少しています。15~64歳は平成23年を境に減少傾向となっています。

② 就学前・就学児童数の推移

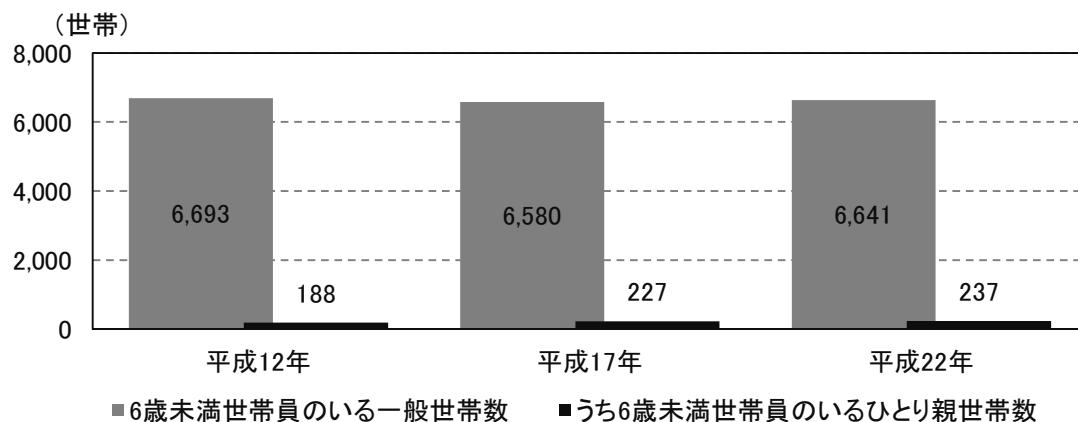


資料：新座市（各年4月1日時点）

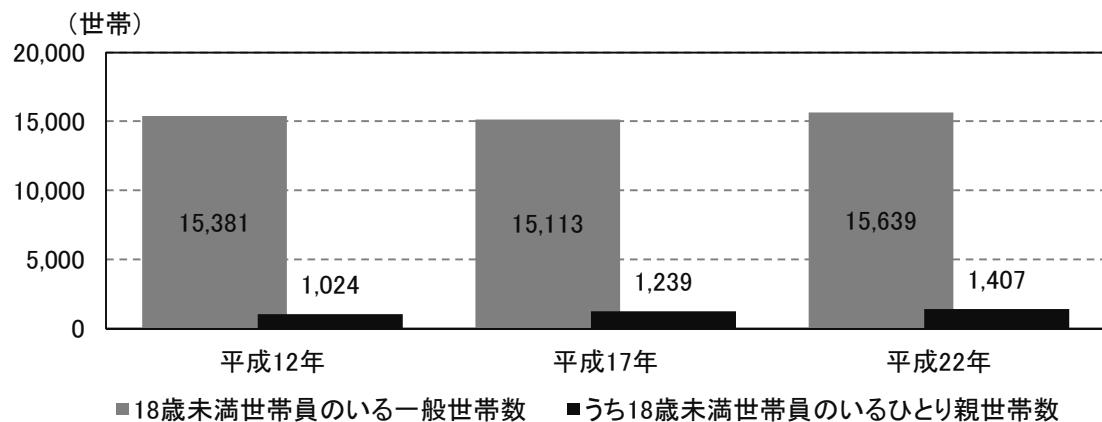
就学前・就学児童数は緩やかな増加傾向にあります。平成24年から平成26年にかけては、1・2歳の人口が減少しています。

③ 児童のいる世帯数の推移

◇ 6歳未満の世帯員のいる世帯



◇ 18歳未満の世帯員のいる世帯



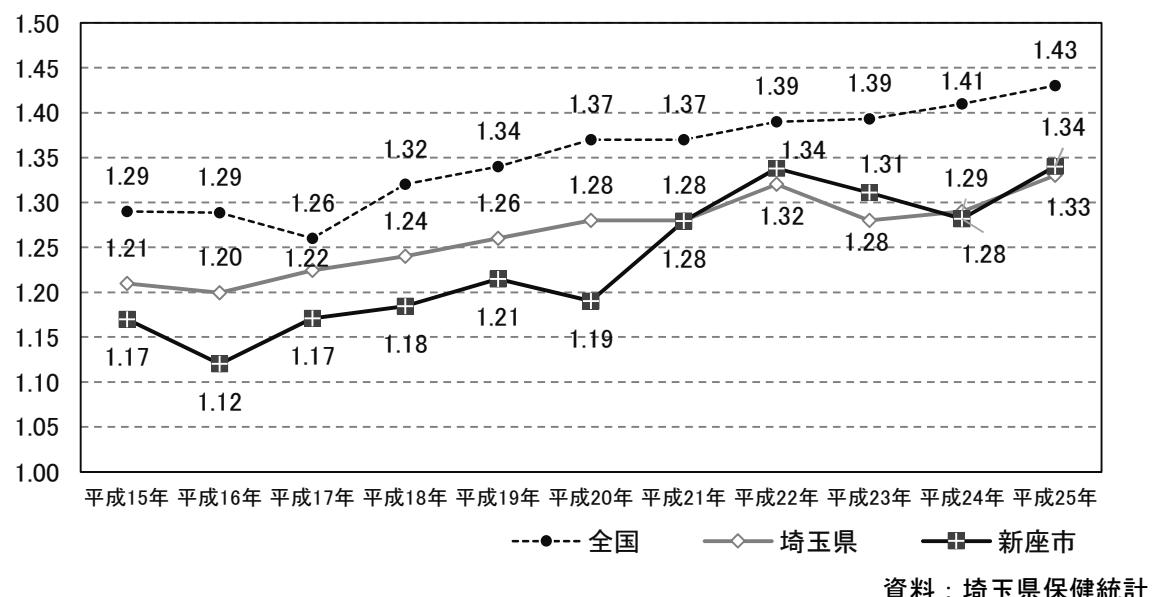
資料：国勢調査（各年10月1日時点）

新座市の児童のいる世帯数を国勢調査でみると、18歳未満及び6歳未満の世帯員のいる一般世帯数はともに平成12年から平成17年にかけて減少しているものの、平成22年にかけて再び増加し、ほぼ横ばいでの推移となっています。

ただし、18歳未満及び6歳未満の世帯員のいるひとり親世帯数については増加傾向にあります。

2 人口動態（出生数等の推移）

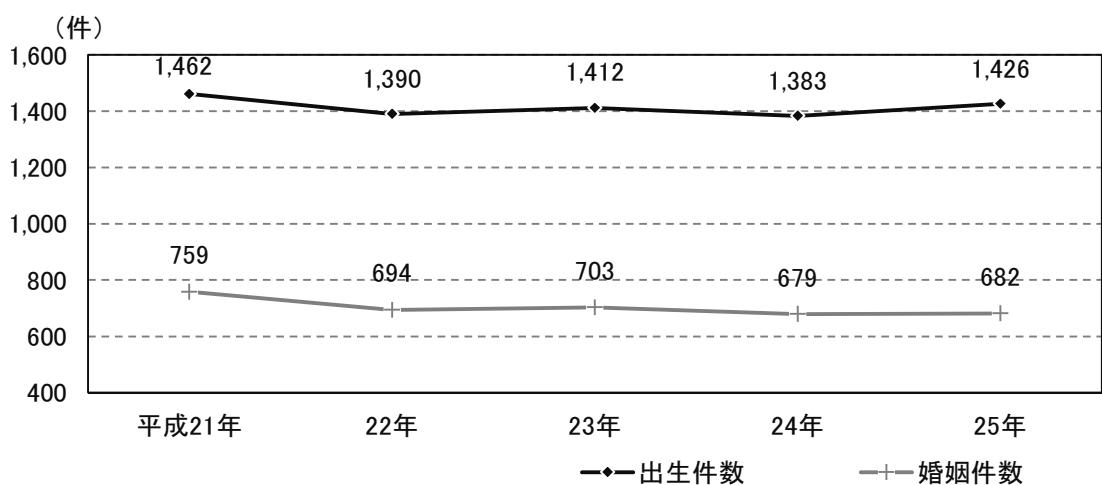
① 合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県保健統計

合計特殊出生率は、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示した指標です。新座市の合計特殊出生率は、平成 20 年までは埼玉県を下回る水準で推移していましたが、平成 21 年以降は県を若干上回る水準で推移しており、平成 25 年度は 1.34 と過去 10 年間では平成 22 年と並んで最も高い率となっています。しかしながら、依然として、国の水準を大きく下回っている状況です。

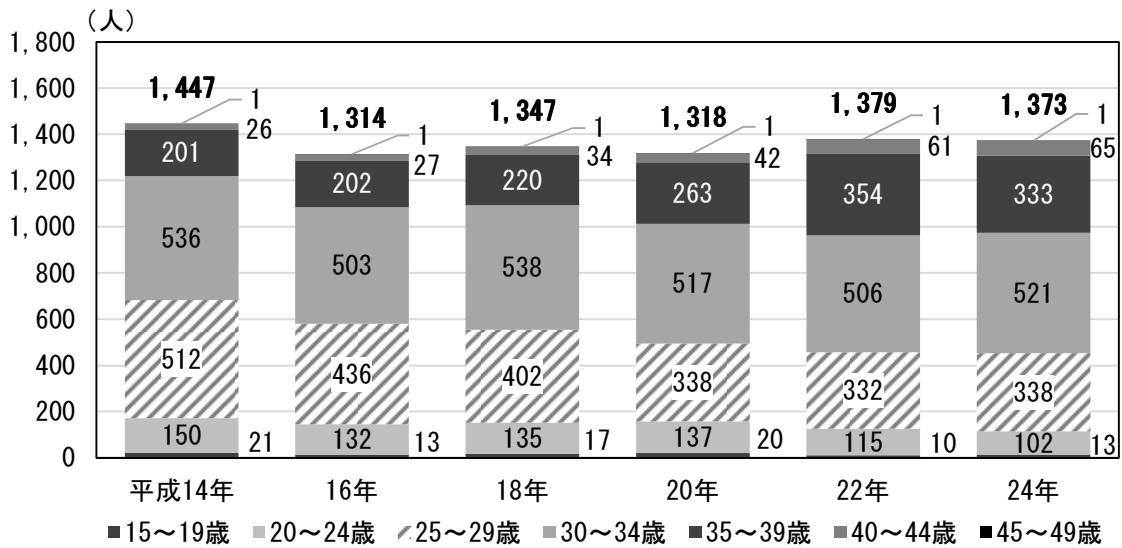
② 出生件数、婚姻件数の推移



資料：新座市

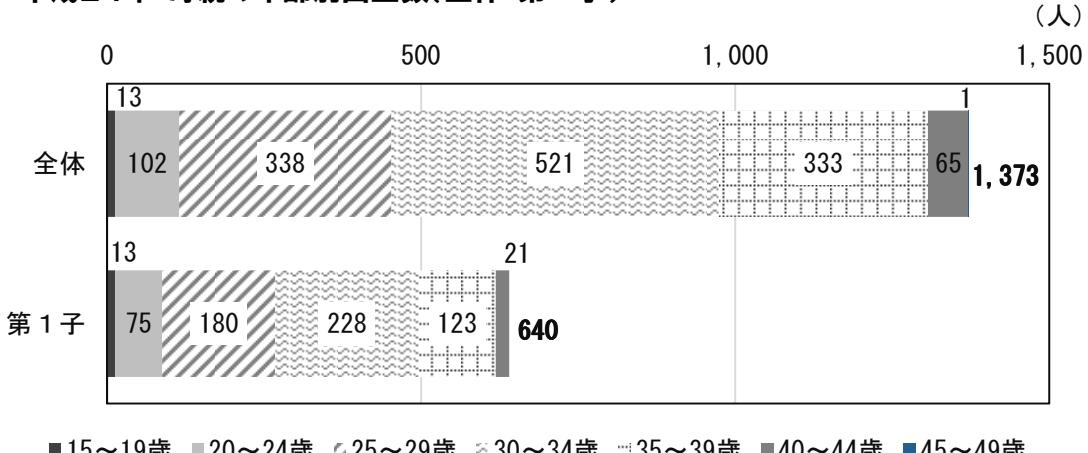
市の出生件数及び婚姻件数は、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいでの推移となっており、出生数は年当たり 1,400 件、婚姻件数は 700 件の水準で推移しています。

③ 母親の年齢別出生数



資料：人口動態調査

平成24年 母親の年齢別出生数(全体・第一子)



■15~19歳 ■20~24歳 ▲25~29歳 △30~34歳 ▨35~39歳 ■40~44歳 ■45~49歳

(単位：人、%)

| | 15~19 歳 | 20~24 歳 | 25~29 歳 | 30~34 歳 | 35~39 歳 | 40~44 歳 | 45~49 歳 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全体 | 13 | 102 | 338 | 521 | 333 | 65 | 1 |
| 構成比 | 0.9 | 7.4 | 24.6 | 37.9 | 24.3 | 4.7 | 0.1 |
| 第1子 | 13 | 75 | 180 | 228 | 123 | 21 | 0 |
| 構成比 | 2.0 | 11.7 | 28.1 | 35.6 | 19.2 | 3.3 | 0.0 |

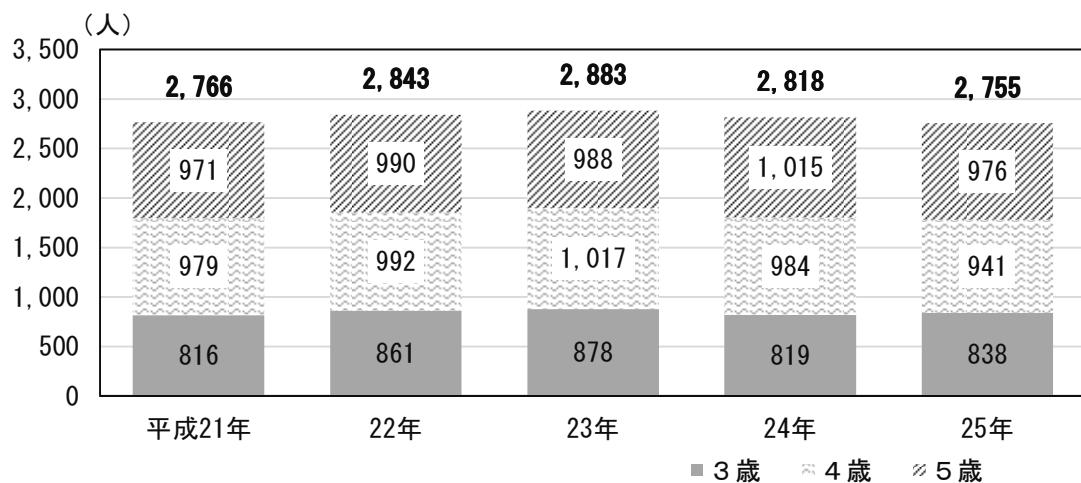
資料：埼玉県保健統計年報（平成24年）

新座市の母親の年齢別出生数をみると、25歳から39歳における出生が最も多くなっており、この年齢での出生が8割以上となっています。しかし、20歳代での出生数は年々減少する傾向にある一方、35歳から44歳での出生数が増加傾向にあります。

また、第1子出生の母親の年齢について、25歳から39歳にかけての出生が8割以上となり、30歳代だけでみると5割を超えており、晩産化の傾向がうかがえます。

3 教育・保育事業の利用状況

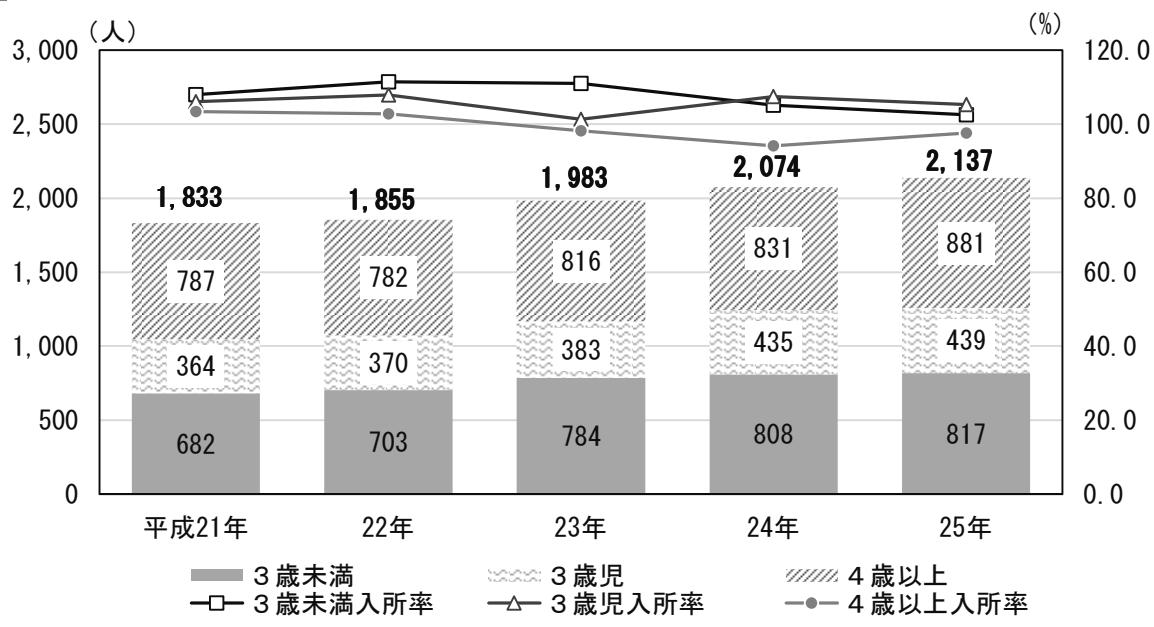
① 市内幼稚園児童数



資料：埼玉県「学校基本調査」（各年5月1日時点）

幼稚園在園者数は、平成21年から平成23年にかけて増加していましたが、平成23年を境に減少に転じています。

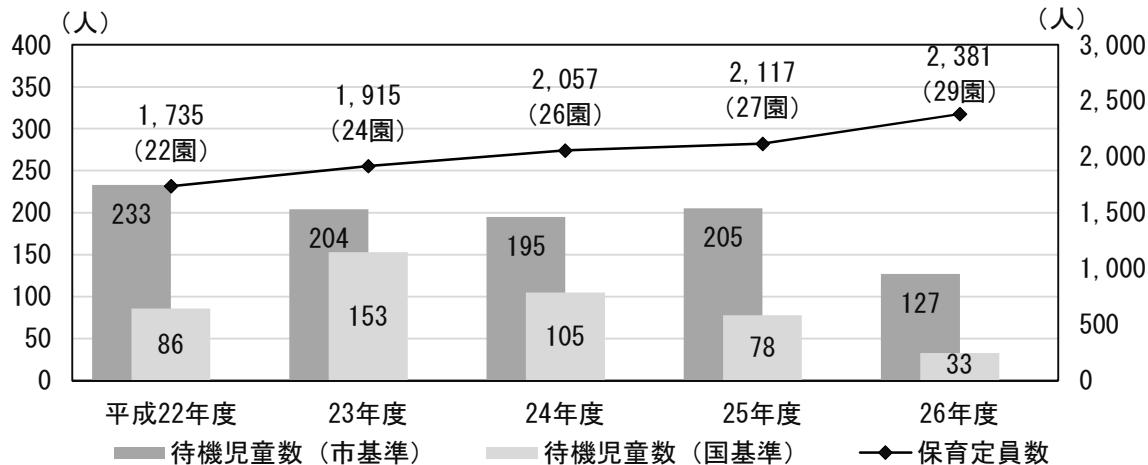
② 市内保育園児童数



資料：新座市（各年4月1日時点）

保育園入園者数は年々増加しており、特に3歳未満では平成21年から平成25年にかけて135人の増加となっています。また、3歳児以下では入所率が100%を超える状態が数年続いている状況です。

③ 市内保育園数及び待機児童数



資料：新座市（各年4月1日時点）

市内の保育園数及び定員数は年々拡大しており、平成26年度には29園2,381人の定員となっています。これに伴い、待機児童数は国基準及び市基準ともに減少傾向にあり、平成26年度では国基準で33人、市基準で127人となっています。

待機児童数（国基準）

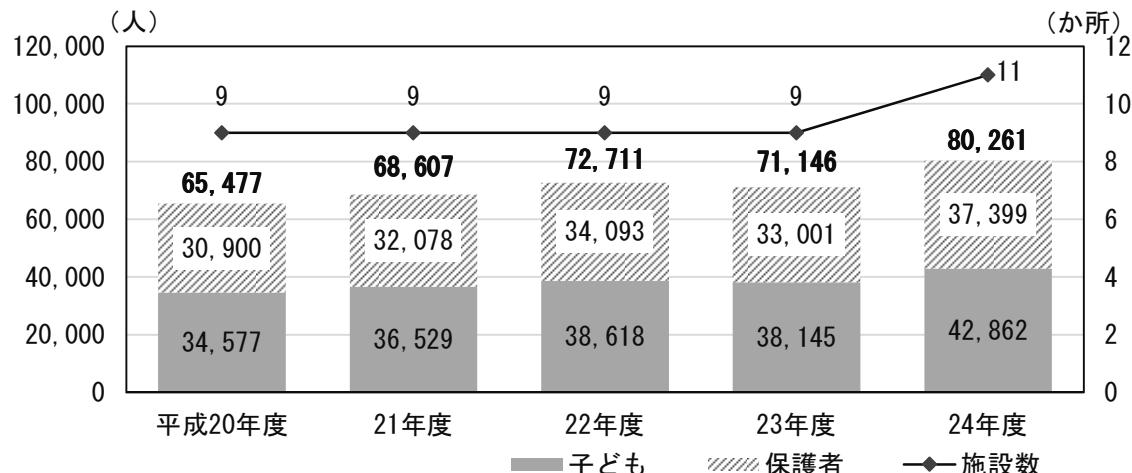
保育園申込者で、保育園に入園できない児童数から以下に該当する児童を除いた児童数。

- ① 家庭保育室、一時保育を利用している児童
- ② 転園希望の児童
- ③ 保護者が育児休業中の児童
- ④ 保護者が求職中であるが求職活動調書の提出がない児童
- ⑤ 入園可能園があるが、希望園が単一であるため入園できない児童

待機児童数（市基準）

保育園申込者で、児童の保育状況に関わらず保育園に入園できない全児童数。

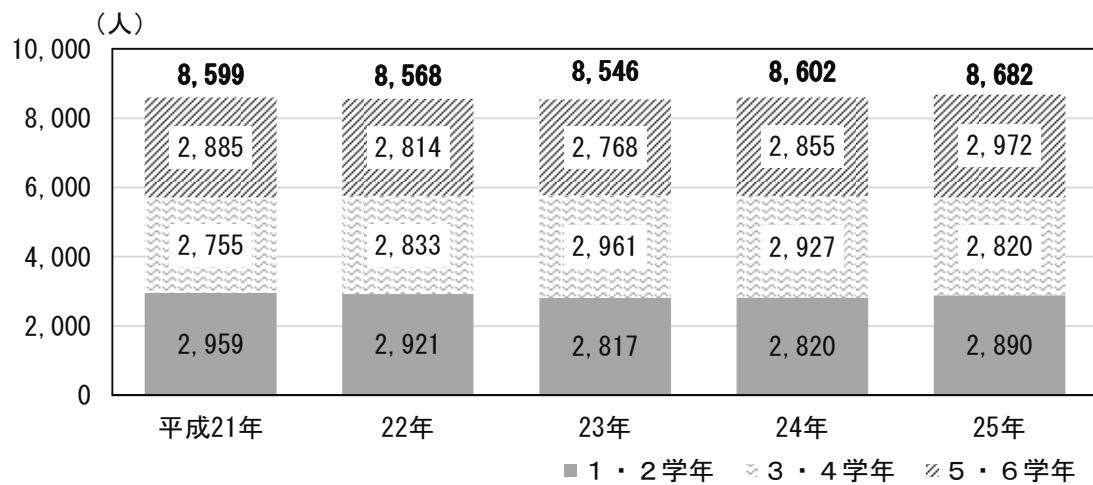
④ 地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)利用者数



資料：新座市

地域子育て支援拠点事業の利用者数は年々増加傾向にあり、平成 20 年度から平成 24 年度にかけて子どもの利用は 8,285 人の増加、保護者は 6,499 人の増加で、合計 14,784 人の増加となっています。

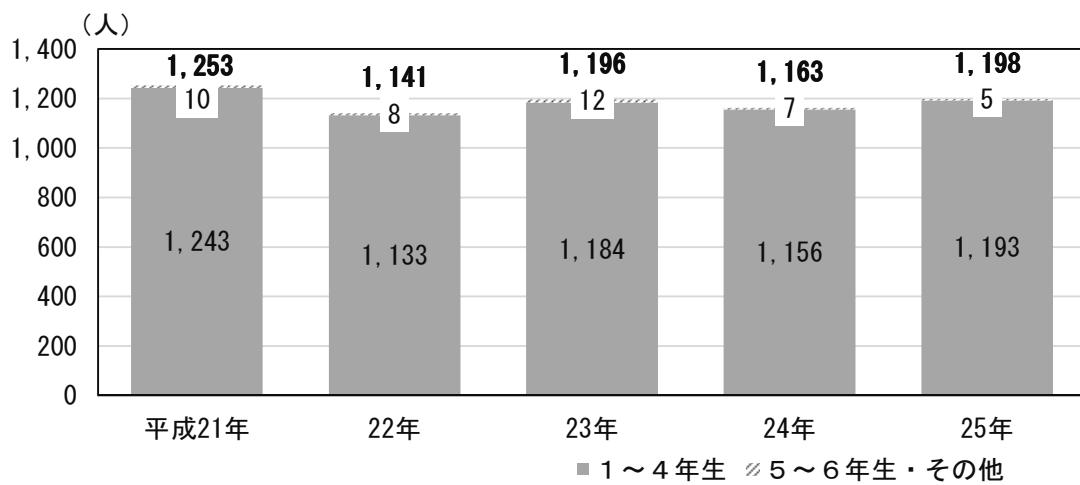
⑤ 小学校児童数



資料：新座市（各年 5 月 1 日時点）

小学校児童数はここ 5 年間、8,600 人前後で横ばいでの推移となっています。

⑥ 放課後児童保育室利用者数



資料：新座市（各年 4 月 1 日時点）

放課後児童保育室は小学校 4 年生までを対象としていますが、利用者数は平成 22 年以降 1,100 人台での横ばいでの推移となっており、内訳でみると、「1～4 年生」は 1,100 人台後半、「5～6 年生・その他」は 10 人前後の推移となっています。

4 アンケート調査からみる子どもの状況

アンケート調査の実施概要は以下のとおりとなります。

◇ 調査地域：新座市全域

◇ 調査対象者：
①就学前児童とその保護者 3,000 件
②就学児童とその保護者 1,000 件

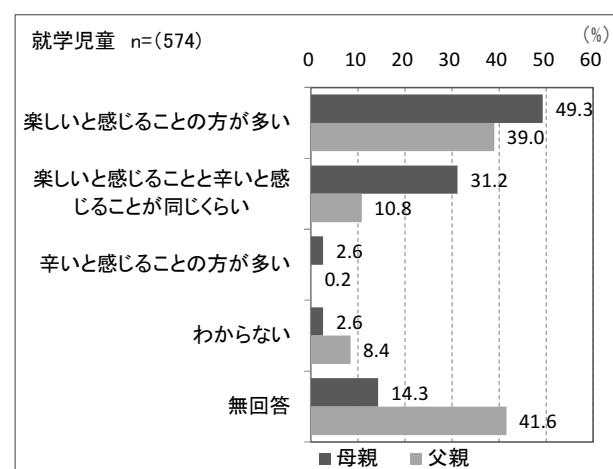
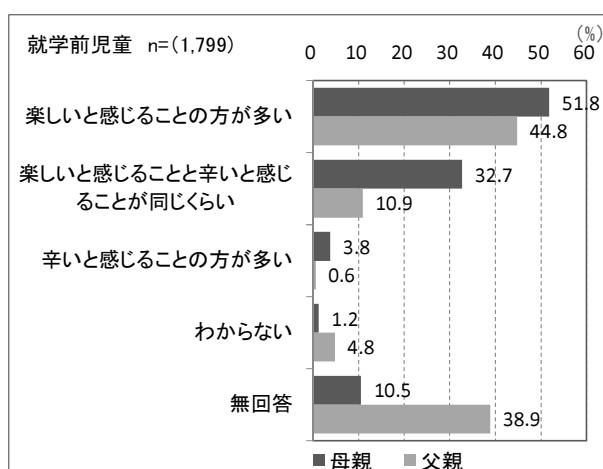
※ともに平成 25 年 10 月 1 日時点の住民基本台帳より無作為抽出

◇ 調査期間：平成 25 年 11 月 8 日～11 月 25 日

◇ 調査方法：郵送配布・郵送回収及び持参回収

◇ 回収結果：
①就学前児童とその保護者 1,799 件（回収率 60.0%）
②就学児童とその保護者 574 件（回収率 57.4%）

① 子育ての楽しさ・辛さの度合い



子育ての楽しさ・辛さの度合いは、就学前児童と就学児童でほぼ同じ傾向となっており、母親の約5割、父親の約4割が「楽しいと感じることの方が多い」と回答しています。

子育ての“ここが楽しい”、“ここが辛い”（アンケート調査より）

“子育てが楽しい”と感じること

- ✓ 成長がみてとれるとき。
- ✓ 子どもが笑顔のとき。
- ✓ 一緒に遊んでいるとき。
- ✓ 会話ができるようになってきたとき。
- ✓ とにかくかわいい。

“子育てが辛い”と感じること

- ✓ 言うことを聞かないとき。
- ✓ 泣き止まないとき。
- ✓ 自分の時間がとれないとき。
- ✓ 自分が疲れている、病気のとき。
- ✓ お金がかかる。

② 満足度・不満度の高い子育て支援の取組

◇満足度の高い取組（上位5項目）

| 就学前児童 (n=1,799) | | |
|-----------------|--------------|-------|
| 1 | 地域の子育て支援への協力 | 46.9% |
| 2 | 母と子の健康を育む環境 | 43.6% |
| 3 | 子育て支援情報の提供 | 42.9% |
| 4 | 児童センターの充実 | 36.8% |
| 5 | 地域住民と交流する機会 | 34.2% |

| 就学児童 (n=574) | | |
|--------------|--------------|-------|
| 1 | 地域の子育て支援への協力 | 47.6% |
| 2 | 母と子の健康を育む環境 | 45.7% |
| 3 | 地域住民と交流する機会 | 43.4% |
| 4 | 子育て支援情報の提供 | 38.5% |
| 5 | 地域の子ども会の活動 | 36.7% |

◇不満度の高い取組（上位5項目）

| 就学前児童 (n=1,799) | | |
|-----------------|----------------|-------|
| 1 | 公園の整備 | 60.8% |
| 2 | 子どもの安全に配慮した住環境 | 47.5% |
| 3 | 仕事と子育ての両立環境づくり | 44.4% |
| 4 | 保育園の整備 | 41.2% |
| 5 | 児童センターの充実 | 39.7% |

| 就学児童 (n=574) | | |
|--------------|----------------|-------|
| 1 | 公園の整備 | 60.5% |
| 2 | 子どもの安全に配慮した住環境 | 50.9% |
| 3 | 仕事と子育ての両立環境づくり | 43.5% |
| 4 | 児童センターの充実 | 42.0% |
| 5 | 子育て支援環境全体 | 34.7% |

満足度の高い取組については、就学前児童、就学児童ともに「地域の子育て支援への協力」と「母と子の健康を育む環境」が上位2項目となっているほか、「子育て支援情報の提供」や「地域住民と交流する機会」がそれぞれ該当しており、地域の支援や母子保健、情報提供に対する満足度が高くなっています。

不満度の高い取組については、就学前児童、就学児童ともに上位3項目が「公園の整備」、「子どもの安全に配慮した住環境」、「仕事と子育ての両立環境づくり」となっており、子どもが安心して過ごせる環境とワークライフバランスに対する不満度が高くなっています。また、就学前児童では「保育園の整備」が41.2%で不満度が高くなっています。「児童センターの充実」は満足度も不満度も高く、評価が割れる取組となっています。

◇不満度の高い取組の地区別傾向

就学前児童

| 地 区 | 公園の整備 | 保育園の整備 | 児童センターの充実 |
|--------|-------|--------|-----------|
| 東部第一地区 | 67.8% | 37.6% | 31.4% |
| 東部第二地区 | 61.8% | 45.6% | 36.0% |
| 西部地区 | 66.2% | 36.2% | 37.9% |
| 南部地区 | 63.7% | 45.9% | 39.4% |
| 北部第一地区 | 53.6% | 41.0% | 46.9% |
| 北部第二地区 | 55.5% | 42.8% | 43.6% |

就学児童

| 地 区 | 公園の整備 | 児童センターの充実 |
|--------|-------|-----------|
| 東部第一地区 | 66.3% | 38.8% |
| 東部第二地区 | 56.6% | 32.9% |
| 西部地区 | 61.7% | 36.4% |
| 南部地区 | 65.8% | 42.7% |
| 北部第一地区 | 60.4% | 53.2% |
| 北部第二地区 | 50.6% | 44.3% |

新座市地域福祉計画による6区域（民生委員・児童委員協議会活動区域）

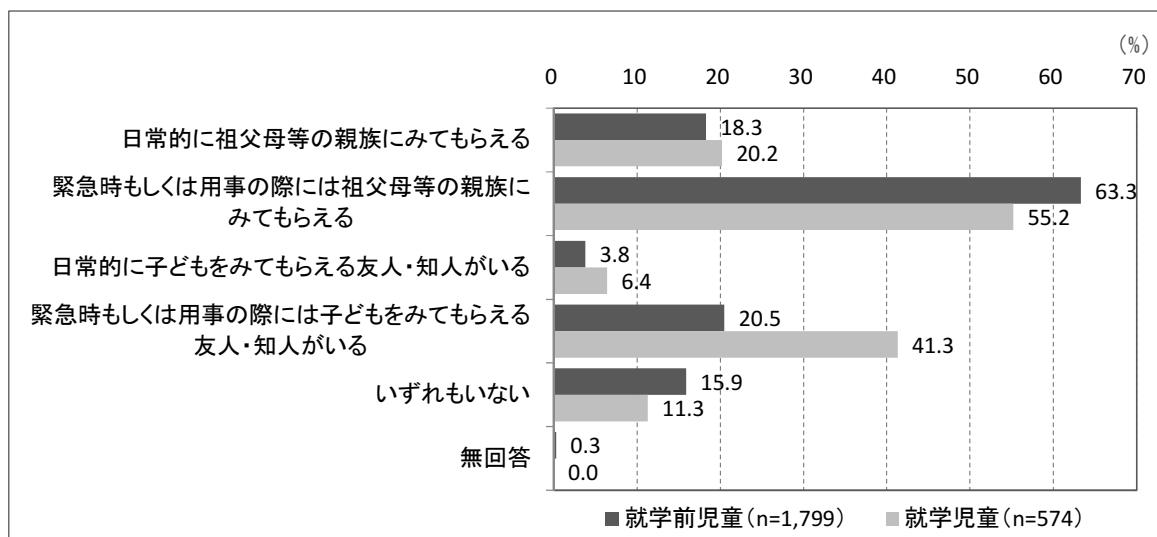
| | |
|--------|----------------------------|
| 東部第一地区 | (池田・道場・片山・野寺) |
| 東部第二地区 | (畠中・馬場・栄・新塚) |
| 西部地区 | (新堀・西堀・本多・あたご・菅沢・野火止1～4丁目) |
| 南部地区 | (石神・栗原・堀ノ内) |
| 北部第一地区 | (東北・東・野火止5～8丁目) |
| 北部第二地区 | (中野・大和田・新座・北野) |

居住場所により不満の度合いが異なると思われる施策を地区別でみると、「公園の整備」は、就学前児童、就学児童ともに「東部第一地区」と「南部地区」で不満の度合いが高い傾向があり、また、就学前児童では「西部地区」も不満の度合いが高く、市の南西側で不満が高いことがうかがえます。

保育園の整備については、「東部第二地区」と「南部地区」で45%を超え、ほかの地区よりも不満の度合いが高くなっています。

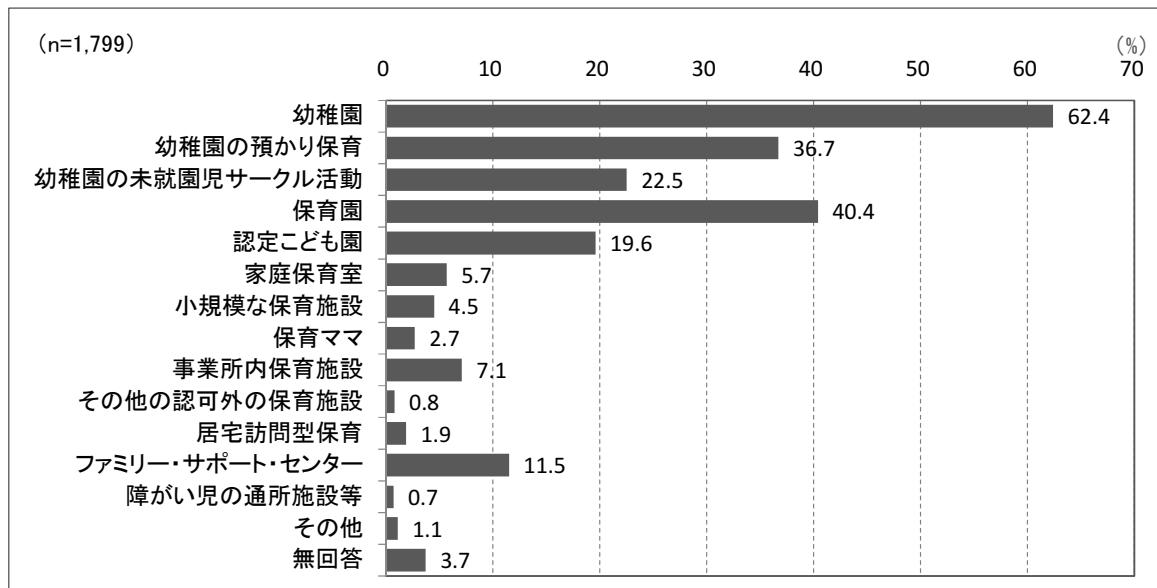
児童センターの充実については、就学前児童、就学児童ともに「北部第一地区」がほかの地区に比べて不満の度合いが最も高く、次いで「北部第二地区」が高くなっています。北

③ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無



日頃子どもをみてもらえる人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が就学前児童と就学児童でそれぞれ半数以上の回答があります。また、就学児童になると、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の回答が多くなる特徴がみられます。

④ 教育・保育事業の利用意向(就学前児童)

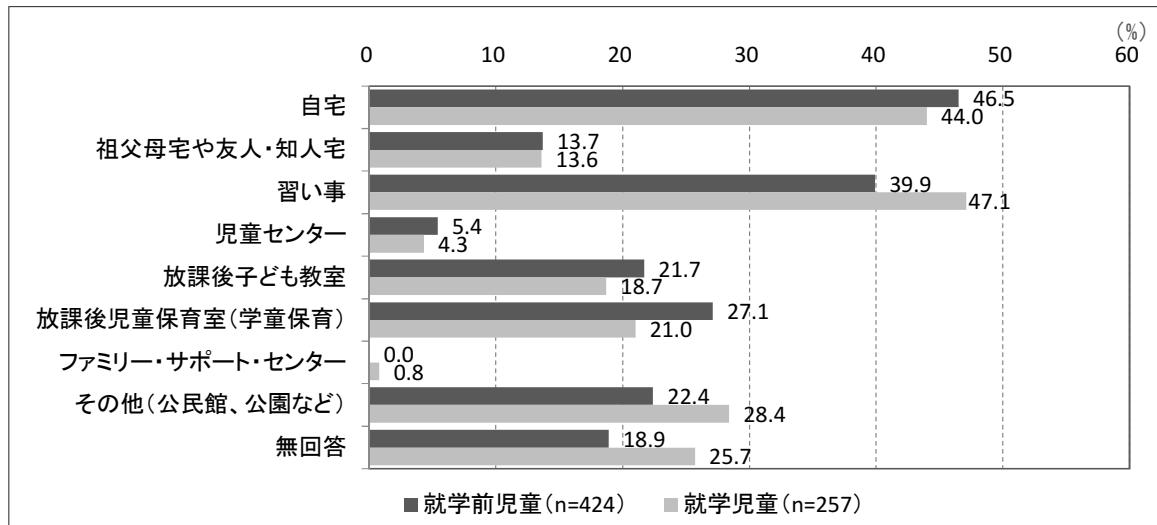


教育・保育事業の利用意向について、「幼稚園」が 62.4%で最も多く、次いで「保育園」が 40.4%、「幼稚園の預かり保育」が 36.7%と続きます。また、「認定こども園」の利用意向は 19.6%と、保育園の約半数の利用意向があります。

⑤ 小学校の放課後の過ごし方

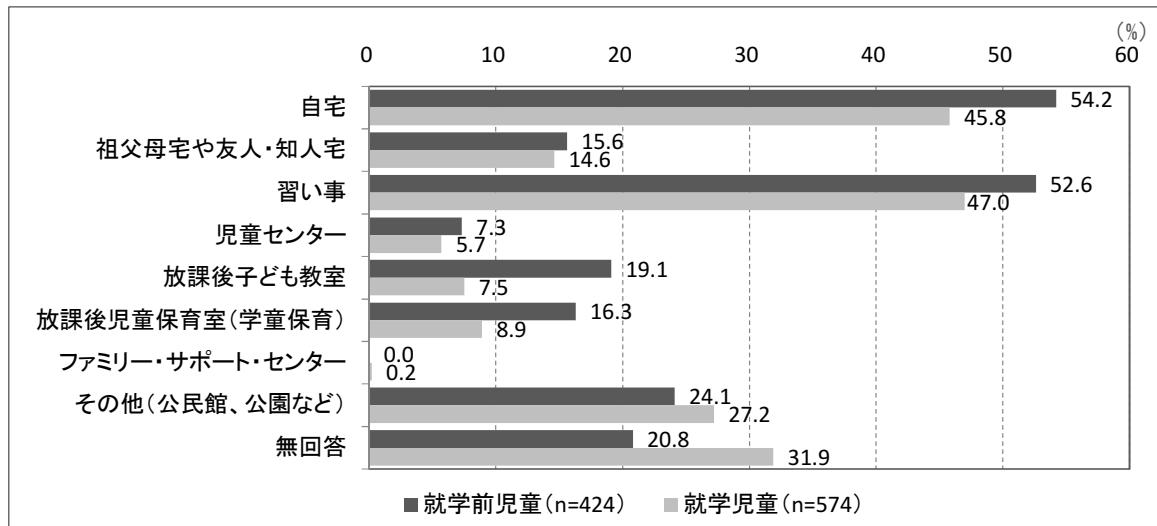
◇ 1年生から3年生の間

(就学前児童は5歳児クラス、就学児童は1～3年生の回答)



◇ 4年生から6年生の間

(就学前児童は5歳児クラス、就学児童は1～6年生の回答)



放課後の過ごす場所として放課後児童保育室（学童保育）を希望する割合は、1年生から3年生の間は、就学前児童で27.1%、就学児童で21.0%となっていますが、4年生から6年生の間では、就学前児童で16.3%、就学児童で8.9%とそれ半分近く下がっています。放課後子ども教室を希望する割合については、就学前児童の回答は1年生から3年生、4年生から6年生の間のいずれも約2割となっています。

⑥ 区域別にみる傾向

⑥-1 東部第一地区（池田、道場、片山、野寺）

| | | | |
|----------------------|-----|---|--|
| | | 児童数 (H26. 4. 1 時点) | 0～5歳：1,170人 6～11歳：1,286人 |
| 教育・保育事業 利用場所* | | 市内：86.6% 県内他市：0.0% 東京都：12.1% | |
| 保育園利用時間* | | 8～9時間：44.4% 10～11時間：46.3% 12時間以上：3.7% | |
| 幼稚園 | 3か所 | | |
| 保育園 | 2か所 | | |
| 家庭保育室 | 1か所 | 利用したい 教育・保育事業* | 幼稚園：67.4% 幼稚園預かり保育：38.4% 保育園：35.1% 認定こども園：13.2% |
| 地域子育て支援センター | 1か所 | | |
| 小学校 | 4か所 | | |
| ファミリー・サポート・センター提供会員数 | 31人 | | |

*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない
 地区の南側は東京都練馬区、西東京市に接しており、一部東京都の教育・保育事業
 を利用している現状がうかがえます。教育・保育提供施設はバランスよく整備されて
 います。市内のほかの地区に比べて保育園利用時間が長い傾向がみられます。

⑥-2 東部第二地区（畠中、馬場、栄、新塚）

| | | | |
|----------------------|-----|---|--|
| | | 児童数 (H26. 4. 1 時点) | 0～5歳：1,484人 6～11歳：1,473人 |
| 教育・保育事業 利用場所* | | 市内：85.4% 県内他市：10.0% 東京都：2.9% | |
| 保育園利用時間* | | 8～9時間：56.3% 10～11時間：31.0% 12時間以上：0.0% | |
| 幼稚園 | 0か所 | | |
| 保育園 | 5か所 | | |
| 家庭保育室 | 3か所 | 利用したい 教育・保育事業* | 幼稚園：61.2% 幼稚園預かり保育：30.2% 保育園：44.6% 認定こども園：22.3% |
| 地域子育て支援センター | 3か所 | | |
| 小学校 | 2か所 | | |
| ファミリー・サポート・センター提供会員数 | 62人 | | |

*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない
 地区の東側は東京都練馬区、埼玉県朝霞市に接しており、一部県内他市や東京都の
 教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。地区内に幼稚園がないためか、
 保育園や認定こども園の利用意向は他の地区に比べてやや高くなっています。

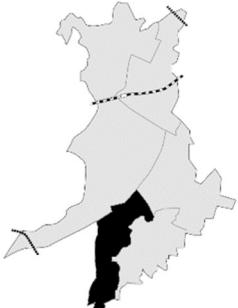
⑥-3 西部地区（新堀、西堀、本多、あたご、菅沢、野火止1～4丁目）

| | | |
|---|--|-----------------------------|
|  | 児童数 (H26. 4. 1 時点) | 0～5歳：1,723人 6～11歳：1,651人 |
| 教育・保育事業 利用場所* | 市内：70.0% 県内他市：1.0% 東京都：24.0% | |
| 保育園利用時間* | 8～9時間：48.6% 10～11時間：37.8% 12時間以上：0.0% | |
| 幼稚園 | 2か所 | |
| 保育園 | 7か所 | |
| 家庭保育室 | 3か所 | |
| 地域子育て支援センター | 3か所 | |
| 小学校 | 4か所 | |
| ファミリー・サポート・センター提供会員数 | 72人 | |
| 利用したい 教育・保育事業* | 幼稚園：57.2% 幼稚園預かり保育：32.8% 保育園：39.5% 認定こども園：19.3% | |

*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない

地区の西側は東京都清瀬市、南側は東京都東久留米市に接しており、教育・保育事業利用者のおよそ4人に1人が東京都の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。保育園の数は地区の中でも一番多く整備されています。

⑥-4 南部地区（石神、栗原、堀ノ内）

| | | |
|---|--|-----------------------------|
|  | 児童数 (H26. 4. 1 時点) | 0～5歳：1,269人 6～11歳：1,254人 |
| 教育・保育事業 利用場所* | 市内：69.5% 県内他市：0.0% 東京都：28.5% | |
| 保育園利用時間* | 8～9時間：67.2% 10～11時間：22.4% 12時間以上：1.7% | |
| 幼稚園 | 0か所 | |
| 保育園 | 6か所 | |
| 家庭保育室 | 3か所 | |
| 地域子育て支援センター | 2か所 | |
| 小学校 | 2か所 | |
| ファミリー・サポート・センター提供会員数 | 47人 | |
| 利用したい 教育・保育事業* | 幼稚園：62.2% 幼稚園預かり保育：37.1% 保育園：40.9% 認定こども園：25.1% | |

*数値はアンケート調査結果から抜粂のため、合計しても100%にはならない

地区の西側は東京都東久留米市、南側は東京都西東京市に接しており、教育・保育事業利用者のおよそ4人に1人が東京都の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

また、他の地区に比べて認定こども園の利用意向が高くなっています。

⑥-5 北部第一地区（東北、東、野火止5～8丁目）

| | | | |
|---|------|---|--|
|  | | 児童数 (H26. 4. 1 時点) | 0～5歳：2,048人 6～11歳：1,967人 |
| 教育・保育事業 利用場所* | | 市内：87.7% 県内他市：8.5% 東京都：0.0% | |
| 保育園利用時間* | | 8～9時間：40.8% 10～11時間：47.6% 12時間以上：1.0% | |
| 幼稚園 | 3か所 | | |
| 保育園 | 4か所 | | |
| 家庭保育室 | 10か所 | 利用したい 教育・保育事業* | 幼稚園：62.9% 幼稚園預かり保育：39.9% 保育園：42.2% 認定こども園：18.6% |
| 地域子育て支援センター | 2か所 | | |
| 小学校 | 1か所 | | |
| ファミリー・サポート・センター提供会員数 | 69人 | | |

*数値はアンケート調査結果から抜粋のため、合計しても100%にはならない
地区の東側は朝霞市、北側は志木市と接しています。一部県内他市の教育・保育事
業を利用していますが、大半は市内の教育・保育事業を利用している現状がうかがえ
ます。0～5歳の人口に対して保育園の数が他の地区と比較して少ない一方で、地区
内に唯一鉄道駅が2つある特性もあり、家庭保育室が多い地区です。

また、保育園利用時間が他の地区に比べて長い傾向がみられます。

⑥-6 北部第二地区（中野、大和田、新座、北野）

| | | | |
|---|-----|---|--|
|  | | 児童数 (H26. 4. 1 時点) | 0～5歳：1,203人 6～11歳：1,316人 |
| 教育・保育事業 利用場所* | | 市内：79.6% 県内他市：12.6% 東京都：2.1% | |
| 保育園利用時間* | | 8～9時間：54.0% 10～11時間：30.0% 12時間以上：0.0% | |
| 幼稚園 | 4か所 | | |
| 保育園 | 5か所 | | |
| 家庭保育室 | 1か所 | 利用したい 教育・保育事業* | 幼稚園：66.1% 幼稚園預かり保育：43.2% 保育園：39.4% 認定こども園：19.1% |
| 地域子育て支援センター | 2か所 | | |
| 小学校 | 4か所 | | |
| ファミリー・サポート・センター提供会員数 | 44人 | | |

*数値はアンケート調査結果から抜粂のため、合計しても100%にはならない
地区の北側は志木市と三芳町に、西側は所沢市と東京都清瀬市に接しており、一部
県内他市や東京都の教育・保育事業を利用している現状がうかがえます。

教育・保育提供施設はバランスよく整備されています。

第4章 子ども・子育て支援事業の目標事業量及び確保方策

1 子どもの人口及び家庭類型の見通し

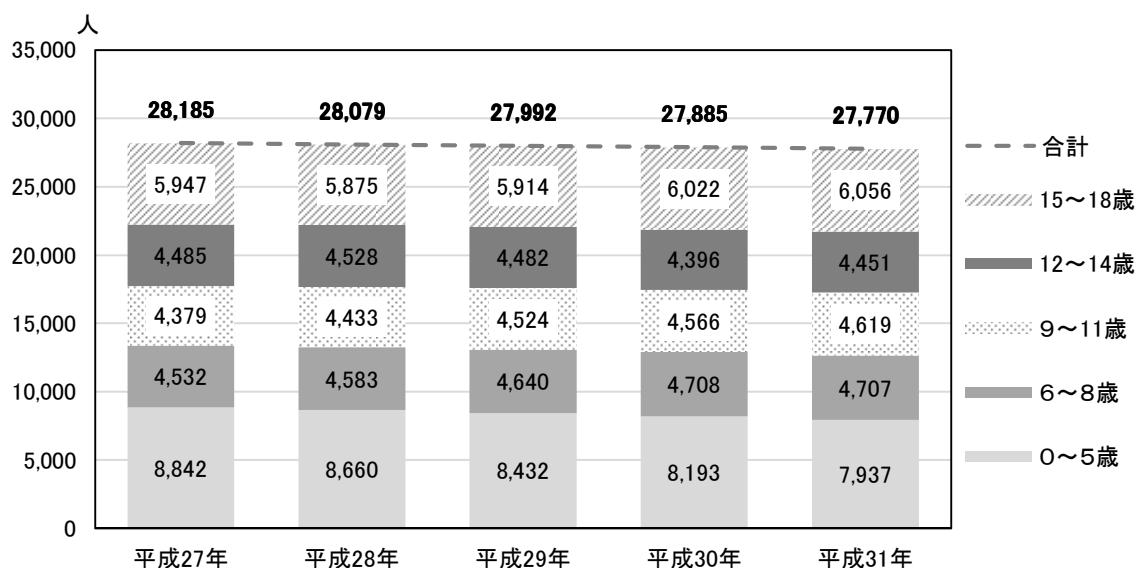
計画期間における人口推計は、平成21年から平成25年の4月1日現在の住民基本台帳に基づく人口データ（男女別・1歳階級別）を用い、コーホート要因法により行いました。

また、人口推計を行うに当たっては、民生委員・児童委員等の活動区域である6区域ごとに推計を行いました。結果については次のとおりです。

コーホート要因法

同じ期間に生まれた集団（コーホートという。例、学校の学年）ごとに、社会動態（転出入）や自然動態（出生や死亡）を考慮し、将来の人口を求める方法。

(1) 子どもの人口の見通し

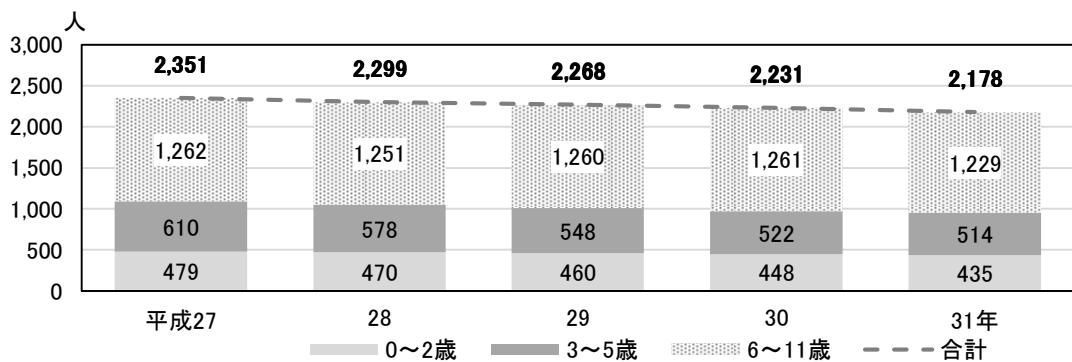


市全体の0～11歳の総児童数は、緩やかに減少する見込みです。年齢別では、就学前の0～5歳は減少し、6～8歳及び9～11歳の小学生の児童数は、緩やかに増加することが見込まれます。また、12歳以上の中学生・高校生の児童数は、ほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

(2) 地区別の子どもの人口の見通し

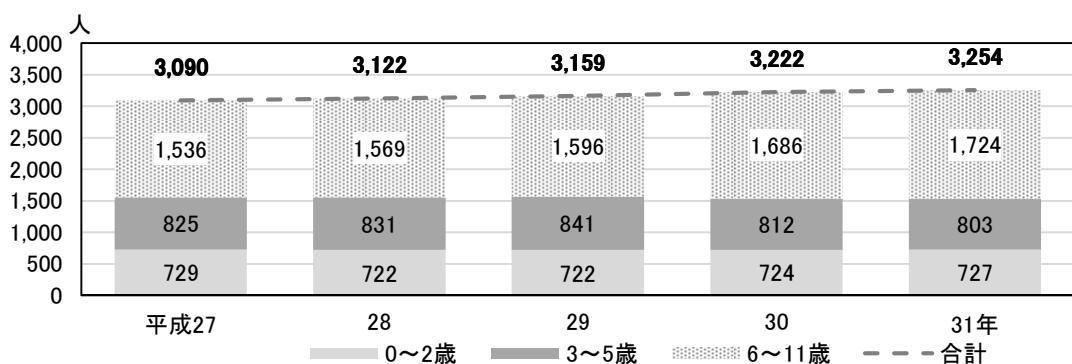
就学前から小学生までの児童（0～11歳）については、地区ごとに教育・保育の事業量見込みを行う必要があることから、地区ごとの事業対象者数の見込みを推計しました。

① 東部第一地区(池田、道場、片山、野寺)



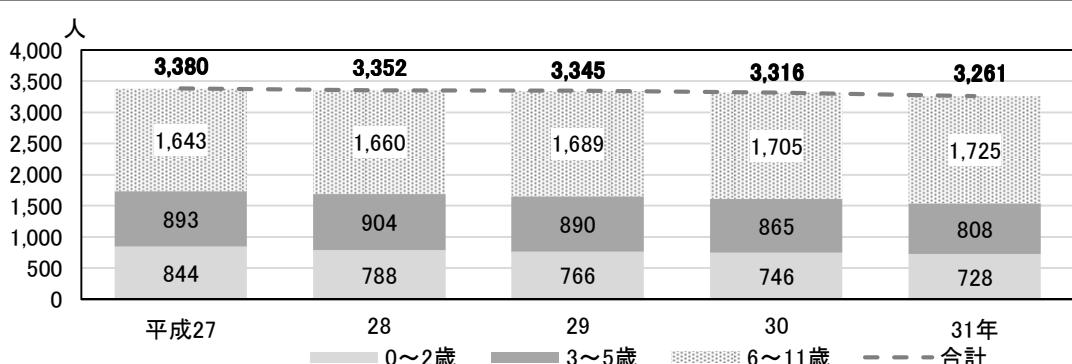
就学前の0～2歳及び3～5歳の児童数は、いずれも減少する見込みです。6～11歳の小学生の児童数は、ほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

② 東部第二地区(畠中、馬場、栄、新塚)



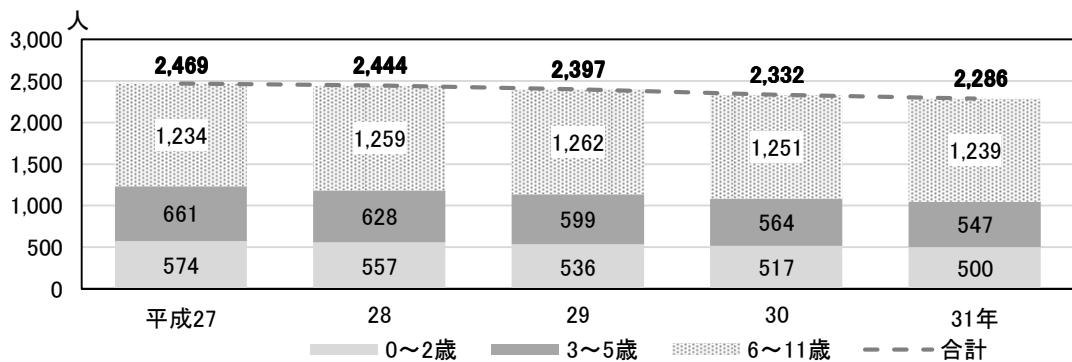
就学前の0～2歳及び3～5歳の児童数は、ほぼ横ばいでの推移が見込まれます。6～11歳の小学生の児童数は、増加することが見込まれます。

③ 西部地区(新堀、西堀、本多、あたご、菅沢、野火止1～4丁目)



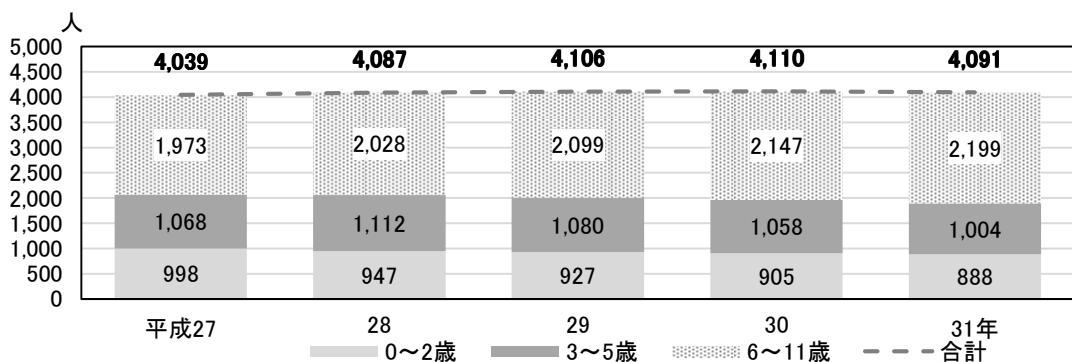
就学前の0～2歳及び3～5歳の児童数は、いずれも減少する見込みです。6～11歳の小学生の児童数は、緩やかに増加することが見込まれます。

④ 南部地区(石神、栗原、堀ノ内)



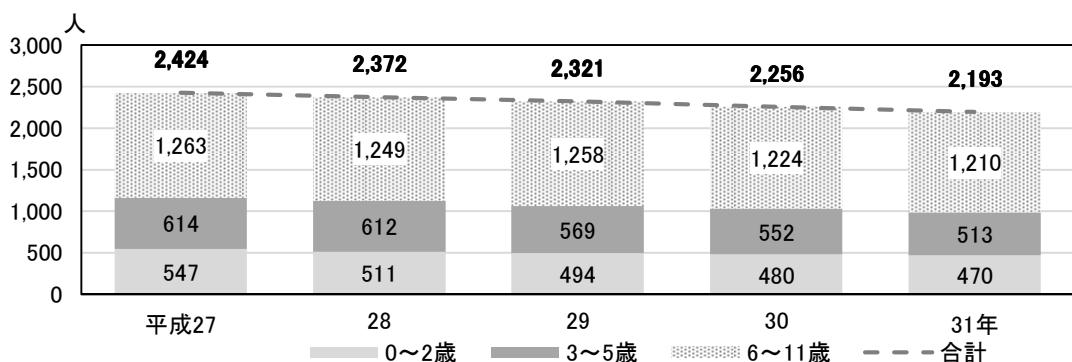
就学前の0～2歳及び3～5歳の児童数は、いずれも減少する見込みです。6～11歳の小学生の児童数は、ほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

⑤ 北部第一地区(東北、東、野火止5～8丁目)



就学前の0～2歳の児童数は減少、3～5歳の児童数も緩やかに減少が見込まれます。6～11歳の小学生の児童数は、増加することが見込まれます。

⑥ 北部第二地区(中野、大和田、新座、北野)



就学前の0～2歳及び3～5歳の児童数は、いずれも減少する見込みです。6～11歳の小学生の児童数は、緩やかに減少することが見込まれます。

(3) 家庭類型の見通し

量を見込むに当たっては、国の定める3つの認定区分ごとに見込み量を設定しますが、それぞれの認定区分にどれだけの利用ニーズがあるかについては、アンケート調査結果を活用し、父母の有無や就労状況、就労希望から「家庭類型」を求めます。

「家庭類型」の種類は、国から、「①ひとり親家庭」から「⑧無業・無業」までの8種類が示されています。また、「現在の家庭類型」は、父母の有無と就労状況から算出し、今後の母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を算出します。

具体的な量の見込みについては、市の児童数の推計値(26~28ページ参照)に、アンケート調査から導き出した「潜在家庭類型」の割合を掛け合わせ、「潜在家庭類型別児童数」を算出し、そこに、アンケート調査結果から得られる各事業の利用意向率、利用日数を掛け合わせて算出します。

本市における「潜在家庭類型別児童数」の見込みは、次の表のとおりです。

例えば、現在(平成25年度)と平成27年度潜在家庭類型別児童数を比較すると、「⑤専業主婦(夫)」が減少(4,574人→3,731人)し、「④パートタイム就労」が増加(773人→1,140人)します。同様に「②フルタイム就労」(2,123人→2,314人)、「③パートタイム就労」(1,038人→1,180人)が増加することから、各世帯の就労の拡大希望が高いことがうかがえます。

■新座市の家庭類型別児童数(見込み)

(単位：人)

| タイプ | 家庭類型 <small>(例示であり、母親と父親で 逆の組合せでも該当する)</small> | | 潜在家庭類型別児童数 | | | | | |
|-----|---|--------------------|-------------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 母 親 | 父 親 | 現在 平成 25 年度 | 現在 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| ① | ひとり親家庭 | — | 427 | 420 | 411 | 400 | 389 | 377 |
| ② | フルタイム | フルタイム | 2,123 | 2,314 | 2,266 | 2,207 | 2,144 | 2,077 |
| ③ | パートタイムA | フルタイム | 1,038 | 1,180 | 1,155 | 1,125 | 1,093 | 1,059 |
| ④ | パートタイムB | フルタイム | 773 | 1,140 | 1,117 | 1,087 | 1,056 | 1,023 |
| ⑤ | 専業主婦(夫) | フルタイム又は パートタイムA | 4,574 | 3,731 | 3,655 | 3,560 | 3,459 | 3,350 |
| ⑥ | パートタイムA | パートタイムA | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| ⑦ | パートタイムB | パートタイムA | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 |
| ⑧ | 無業 | 無業 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 |

フルタイム … 月120時間以上の就労

パートタイムA … 月52時間～月120時間の就労

パートタイムB … 月52時間未満又は、月52時間～月120時間の就労の一部

■量の見込み算出方法

$$\text{「児童数推計値」} \times \text{「潜在家庭類型割合」} = \text{「潜在家庭類型別児童数」}$$

$$\text{「潜在家庭類型別児童数」} \times \text{「(各事業) 利用意向率」} = \text{「量の見込み【ニーズ量】」}$$

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保等

基本的事項

市内に居住する0～5歳の子どもについて、「現在の保育園、幼稚園、認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味し、平成27年度から平成31年度までの学校教育・保育の量の見込みを設定します。また、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

■国が定める支給認定区分と提供施設

| 認定区分 | 年齢 | 認定要件 | 提供施設 |
|------|------|------------|--------------------|
| 1号 | 3～5歳 | 幼児期の学校教育のみ | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号 | 3～5歳 | 保育の必要性あり | 保育園、認定こども園 |
| 3号 | 0～2歳 | 保育の必要性あり | 保育園、認定こども園、地域型保育事業 |

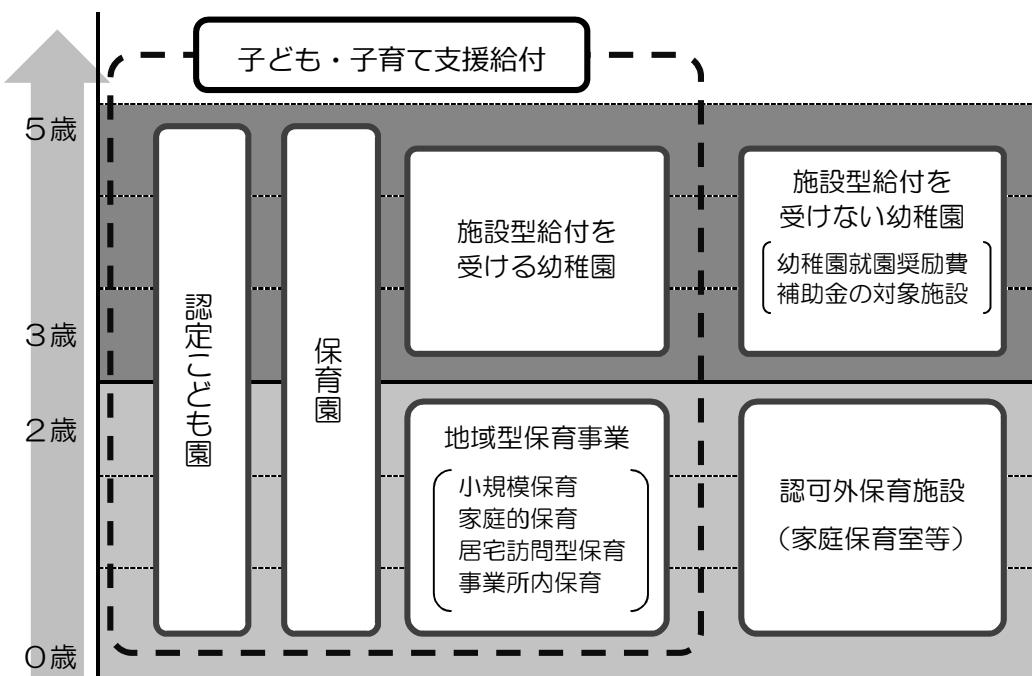
支給認定と子ども・子育て支援給付（施設型給付、地域型給付）

子ども・子育て支援新制度では、今までの施設利用の申込みとは別に支給認定を受ける必要があります。支給認定は、子どもの発達の遅れや障がいの有無に関わらず、教育・保育の利用希望に基づき、保護者の就労状況などにより行います。

認定を受けた児童が教育・保育施設を利用した場合に、その認定内容に基づき、利用者負担とは別に、保育に必要な費用として、給付費（施設型給付、地域型保育給付）が施設に支払われます。

なお、施設型給付を受けない幼稚園（就園奨励費補助金の対象施設）や認可外保育施設（家庭保育室等）を利用する場合は、認定を受ける必要はありません。

■子育て支援の全体像



(1) 保育にかかる施設型給付

【提供施設】

- 保育園
- 認定こども園（保育園機能）
- 地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育、事業所内保育）

【対象者】

- 2号認定の子ども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）
 - 3号認定の子ども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）
- ※地域型保育事業は3号認定のみ

【事業内容】

保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けた子どもを預かり、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、保育等を行います。

保育時間は、保育標準時間（11時間）及び保育短時間（8時間）の2区分です。

【これまでの実績】

3～5歳及び0～2歳児童の利用状況

（単位：人、%）

| 3～5歳 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 児童数[a] | 4,336 | 4,378 | 4,481 | 4,475 | 4,548 |
| 保育園利用者数[b] | 1,127 | 1,124 | 1,177 | 1,241 | 1,302 |
| 利用率[a/b] | 26.0 | 25.7 | 26.3 | 27.7 | 28.6 |
| 0～2歳 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 児童数[a] | 4,265 | 4,354 | 4,406 | 4,499 | 4,445 |
| 保育園利用者数 | 719 | 722 | 810 | 861 | 870 |
| 家庭保育室利用者数 | 145 | 179 | 187 | 239 | 277 |
| 利用者数合計[b] | 864 | 901 | 997 | 1,100 | 1,147 |
| 利用率[a/b] | 20.3 | 20.7 | 22.6 | 24.4 | 25.8 |

児童数：各年4月1日現在

利用者数：各年3月1日現在

保育園等施設数及び待機児童数

(単位：か所、人)

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|-----------------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 保育園 | 施設数 | 22 | 22 | 24 | 26 | 27 | 29 |
| | 定員数(0~2歳) | 631 | 631 | 706 | 769 | 797 | 914 |
| | 定員数(3~5歳) | 1,104 | 1,104 | 1,209 | 1,288 | 1,320 | 1,467 |
| 家庭保育室施設数 | | 14 | 15 | 18 | 19 | 22 | 21 |
| 待機児童数 (0~5歳) | 市基準 | 220 | 233 | 204 | 195 | 205 | 127 |
| | 国基準 | 76 | 86 | 153 | 105 | 78 | 33 |

各年 4 月 1 日現在

待機児童数（国基準）

保育園申込者で、保育園に入園できない児童数から以下に該当する児童を除いた児童数。

- ① 家庭保育室、一時保育を利用している児童
- ② 転園希望の児童
- ③ 保護者が育児休業中の児童
- ④ 保護者が求職中であるが求職活動調書の提出がない児童
- ⑤ 入園可能園があるが、希望園が単一であるため入園できない児童

待機児童数（市基準）

保育園申込者で、児童の保育状況に関わらず保育園に入園できない全児童数。

【提供区域】

民生委員・児童委員協議会の活動区域等の6区域に基づき、6区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

2号認定の子ども（3~5歳）

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------|------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 東部第一 | 量の見込み [a] | 182 | 172 | 163 | 155 | 153 |
| | 提供体制 保育園・認定こども園 [b] | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 87 | ▲ 77 | ▲ 68 | ▲ 60 | ▲ 58 |
| 東部第二 | 量の見込み [a] | 246 | 247 | 250 | 242 | 239 |
| | 提供体制 保育園・認定こども園 [b] | 240 | 240 | 240 | 240 | 240 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 6 | ▲ 7 | ▲ 10 | ▲ 2 | 1 |
| 西部 | 量の見込み [a] | 266 | 270 | 264 | 258 | 241 |
| | 提供体制 保育園・認定こども園 [b] | 362 | 362 | 362 | 362 | 362 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 96 | 92 | 98 | 104 | 121 |

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------|------------------|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 南 部 | 量の見込み [a] | 198 | 187 | 179 | 168 | 163 |
| | 提供 体制 | 保育園・認定こども園 [b] | 297 | 297 | 297 | 297 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 99 | 110 | 118 | 129 | 134 |
| 北 部 第 一 | 量の見込み [a] | 319 | 331 | 321 | 316 | 298 |
| | 提供 体制 | 保育園・認定こども園 [b] | 255 | 255 | 255 | 255 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 64 | ▲ 76 | ▲ 66 | ▲ 61 | ▲ 43 |
| 北 部 第 二 | 量の見込み [a] | 183 | 182 | 169 | 164 | 152 |
| | 提供 体制 | 保育園・認定こども園 [b] | 336 | 336 | 336 | 336 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 153 | 154 | 167 | 172 | 184 |
| 市 全 域 | 量の見込み [a] | 1, 394 | 1, 389 | 1, 346 | 1, 303 | 1, 246 |
| | 提供 体制 | 保育園・認定こども園 [b] | 1, 585 | 1, 585 | 1, 585 | 1, 585 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 191 | 196 | 239 | 282 | 339 |

※ 「認定こども園」は保育部分の見込み及び定員のみを示す。

※ 各年度の「量の見込み」は、保育園等の入所希望者が最も多い3月の児童数を見込む。

【提供体制確保の方策】

○ 2号認定の子ども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

平成27年4月に保育園の整備（新設2園、建替えに伴う増設3園）及び幼稚園の認定こども園への移行（1園）により、西部地区（定員16人）、南部地区（定員12人）、北部第一地区（定員45人）及び北部第二地区（定員40人）の定員増を行います。

平成27年度の時点で、市全域での需給の均衡が取れる見込みですが、提供区域別に見ると、東部第一地区、東部第二地区及び北部第一地区において、保育資源が不足することから、幼稚園における預かり保育の拡大などにより、区域別の課題解消に取り組んでいきます。

3号認定の子ども（0～2歳）

(単位：人)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------------------|------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|
| 東部第一 | 量の見込み [a] | 170(123) | 166(121) | 163(118) | 159(116) | 154(113) |
| | 提供体制 [b] | 62(48) | 62(48) | 62(48) | 62(47) | 62(47) |
| | 保育園・認定こども園 | 55(43) | 55(43) | 55(43) | 55(43) | 55(43) |
| | 地域型保育事業 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 認可外保育施設 | 7(5) | 7(5) | 7(5) | 7(4) | 7(4) |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | | ▲108(▲75) | ▲104(▲73) | ▲101(▲70) | ▲97(▲69) | ▲92(▲66) |
| 東部第二 | 量の見込み [a] | 258(187) | 256(185) | 256(184) | 257(185) | 258(186) |
| | 提供体制 [b] | 205(155) | 205(149) | 205(149) | 205(146) | 205(146) |
| | 保育園・認定こども園 | 159(123) | 159(123) | 159(123) | 159(123) | 159(123) |
| | 地域型保育事業 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 認可外保育施設 | 46(32) | 46(26) | 46(26) | 46(23) | 46(23) |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | | ▲53(▲32) | ▲51(▲36) | ▲51(▲35) | ▲52(▲39) | ▲53(▲40) |
| 西部 | 量の見込み [a] | 298(217) | 279(201) | 271(194) | 264(189) | 257(184) |
| | 提供体制 [b] | 270(213) | 270(210) | 270(206) | 270(203) | 270(202) |
| | 保育園・認定こども園 | 228(180) | 228(180) | 228(180) | 228(180) | 228(180) |
| | 地域型保育事業 | 35(28) | 35(25) | 35(21) | 35(19) | 35(18) |
| | 認可外保育施設 | 7(5) | 7(5) | 7(5) | 7(4) | 7(4) |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | | ▲28(▲4) | ▲9(9) | ▲1(12) | 6(14) | 13(18) |
| 南部 | 量の見込み [a] | 203(144) | 197(140) | 189(134) | 182(129) | 177(126) |
| | 提供体制 [b] | 220(179) | 220(176) | 220(173) | 220(171) | 220(169) |
| | 保育園・認定こども園 | 183(150) | 183(150) | 183(150) | 183(150) | 183(150) |
| | 地域型保育事業 | 31(25) | 31(22) | 31(19) | 31(17) | 31(15) |
| | 認可外保育施設 | 6(4) | 6(4) | 6(4) | 6(4) | 6(4) |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | | 17(35) | 23(36) | 31(39) | 38(42) | 43(43) |
| 北部第一 | 量の見込み [a] | 353(258) | 334(241) | 328(237) | 321(232) | 314(225) |
| | 提供体制 [b] | 377(293) | 377(267) | 377(254) | 377(244) | 377(240) |
| | 保育園・認定こども園 | 170(141) | 170(141) | 170(141) | 170(141) | 170(141) |
| | 地域型保育事業 | 126(100) | 126(85) | 126(72) | 126(66) | 126(64) |
| | 認可外保育施設 | 81(52) | 81(41) | 81(41) | 81(37) | 81(35) |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | | 24(35) | 43(26) | 49(17) | 56(12) | 63(15) |
| 北部第二 | 量の見込み [a] | 194(141) | 180(130) | 175(125) | 170(121) | 166(119) |
| | 提供体制 [b] | 213(172) | 213(171) | 213(171) | 213(170) | 213(170) |
| | 保育園・認定こども園 | 202(164) | 202(164) | 202(164) | 202(164) | 202(164) |
| | 地域型保育事業 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 認可外保育施設 | 11(8) | 11(7) | 11(7) | 11(6) | 11(6) |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | | 19(31) | 33(41) | 38(46) | 43(49) | 47(51) |
| 市全域 | 量の見込み [a] | 1,476(1,070) | 1,412(1,018) | 1,382(992) | 1,353(972) | 1,326(953) |
| | 提供体制 [b] | 1,347(1,060) | 1,347(1,021) | 1,347(1,001) | 1,347(981) | 1,347(974) |
| | 保育園・認定こども園 | 997(801) | 997(801) | 997(801) | 997(801) | 997(801) |
| | 地域型保育事業 | 192(153) | 192(132) | 192(112) | 192(102) | 192(97) |
| | 認可外保育施設 | 158(106) | 158(88) | 158(88) | 158(78) | 158(76) |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | | ▲129(▲10) | ▲65(3) | ▲35(9) | ▲6(9) | 21(21) |

※ 表中の括弧書きの人数は1歳及び2歳の児童数。(内数)

※ 「認定こども園」は保育部分の見込み及び定員のみを示す。

※ 各年度の「量の見込み」は、保育園等の入所希望者が最も多い3月の児童数を見込む。

保育園の定員弾力化による受入児童数を含めた量の見込みと提供体制

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 市全 域 | 量の見込み [a] | 1,476(1,070) | 1,412(1,018) | 1,382(992) | 1,353(972) | 1,326(953) |
| | 提供体制 [b] | 1,452(1,150) | 1,452(1,111) | 1,452(1,091) | 1,452(1,071) | 1,452(1,064) |
| | 保育園・認定こども園 | 997(801) | 997(801) | 997(801) | 997(801) | 997(801) |
| | 地域型保育事業 | 192(153) | 192(132) | 192(112) | 192(102) | 192(97) |
| | 認可外保育施設 | 158(106) | 158(88) | 158(88) | 158(78) | 158(76) |
| | 保育園の定員弾力化による受入児童数 | 105(90) | 105(90) | 105(90) | 105(90) | 105(90) |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | | ▲ 24(80) | 40(93) | 70(99) | 99(99) | 126(111) |

※ 表中の括弧書きの人数は1歳及び2歳の児童数。(内数)

※ 「認定こども園」は保育部分の見込み及び定員のみを示す。

※ 各年度の「量の見込み」は、保育園等の入所希望者が最も多い3月の児童数を見込む。

保育園の定員弾力化

本市の保育園では、待機児童解消のため、保育室の面積や保育士の配置などの最低基準を下回らないことを条件に定員を超える受け入れ（定員弾力化）を実施しています。

【提供体制確保の方策】

○ 3号認定の子ども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

平成27年4月に保育園の整備（新設2園、建替えに伴う増設3園）及び幼稚園の認定こども園への移行（1園）により、西部地区（定員14人）、南部地区（定員8人）、北部第一地区（定員28人）及び北部第二地区（定員33人）の定員増を行います。

平成27年4月に認可外保育施設（家庭保育室11室）が小規模保育事業へ移行することに伴い、市全域で50人の定員減が生じます。

平成28年度以降は児童数の減少に伴って、市全域における量の見込みが減少することから、保育園等の定員の範囲では、平成31年度に需給の均衡が取れる見込みです。保育園の定員弾力化による受け入れ人数を合わせれば、平成28年度には、市全域で、需給の均衡が取れる見込みです。

提供区域別に見ると、東部第一地区、東部第二地区及び西部地区における保育資源の不足や北部第一地区における保育園と地域型保育事業等との供給体制の偏りなど、区域ごとの課題が残ることから、小規模保育事業の活用等により、区域別の課題解消に取り組んでいきます。

また、保育園における定員弾力化については、保育環境の向上を図るため、待機児童数の減少に合わせて、定員の弾力化率を引き下げていくことが必要であると考えています。

(2) 学校教育にかかる施設型給付

【提供施設】

- 認定こども園（幼稚園機能）
- 幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）
- 幼稚園（施設型給付を受けない幼稚園（就園奨励費補助金の対象施設））

【対象者】

- 認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園を利用する場合は、1号認定の子ども（満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども）
※2号認定を受けた子どもでも、幼稚園の利用希望が強い場合は1号認定へ変更可
- 施設型給付を受けない幼稚園を利用する場合は、認定を受けずに利用ができます。

【事業内容】

満3歳から小学校就学前までの子どもを預かり、幼稚園教育要領又は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育を提供します。保育時間は、教育標準時間（4時間）です。

また、教育標準時間後に必要に応じ、預かり保育を実施します。

【これまでの実績】

(単位：人、%)

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 3 ～ 5 歳 | 児童数 [a] | 4,336 | 4,378 | 4,481 | 4,475 | 4,548 | 4,544 |
| | 幼稚園利用者数 [b] | 2,766 | 2,843 | 2,883 | 2,818 | 2,755 | 2,723 |
| | 幼稚園施設定員数 | 3,740 | 3,740 | 3,740 | 3,740 | 3,740 | 3,740 |
| | 利用率 [b/a] | 63.8 | 64.9 | 64.3 | 63.0 | 60.6 | 60.0 |

各年5月1日現在

【提供区域】

民生委員・児童委員協議会の活動区域等の6区域に基づき、6区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 東 部 第 一 | 量の見込み [a] | 470 | 448 | 428 | 410 | 406 |
| | 区域内の利用希望 | 408 | 386 | 366 | 348 | 344 |
| | 市外からの利用希望 | 62 | 62 | 62 | 62 | 62 |
| | 提供体制 [b] | 533 | 540 | 544 | 560 | 569 |
| | 区域内施設の提供量 | 910 | 910 | 910 | 910 | 910 |
| | 市内他区域からの提供量 | 12 | 11 | 10 | 10 | 10 |
| | 市内他区域への提供量 | ▲ 468 | ▲ 456 | ▲ 447 | ▲ 427 | ▲ 418 |
| | 市外施設の提供量 | 79 | 75 | 71 | 67 | 67 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 63 | 92 | 116 | 150 | 163 |

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 東部第二 | 量の見込み [a] | 502 | 505 | 512 | 495 | 489 |
| | 区域内の利用希望 | 502 | 505 | 512 | 495 | 489 |
| | 市外からの利用希望 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 提供体制 [b] | 502 | 505 | 512 | 495 | 489 |
| | 区域内施設の提供量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 市内他区域からの提供量 | 402 | 405 | 410 | 397 | 392 |
| | 市内他区域への提供量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 市外施設の提供量 | 100 | 100 | 102 | 98 | 97 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | |
| 西部 | 量の見込み [a] | 722 | 729 | 721 | 705 | 670 |
| | 区域内の利用希望 | 555 | 562 | 554 | 538 | 503 |
| | 市外からの利用希望 | 167 | 167 | 167 | 167 | 167 |
| | 提供体制 [b] | 753 | 758 | 753 | 741 | 717 |
| | 区域内施設の提供量 | 370 | 370 | 370 | 370 | 370 |
| | 市内他区域からの提供量 | 178 | 180 | 178 | 173 | 161 |
| | 市内他区域への提供量 | ▲ 22 | ▲ 22 | ▲ 22 | ▲ 22 | ▲ 20 |
| | 市外施設の提供量 | 227 | 230 | 227 | 220 | 206 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 31 | 29 | 32 | 36 | 47 |
| | | | | | | |
| 南部 | 量の見込み [a] | 462 | 439 | 418 | 393 | 382 |
| | 区域内の利用希望 | 462 | 439 | 418 | 393 | 382 |
| | 市外からの利用希望 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 提供体制 [b] | 462 | 439 | 418 | 393 | 382 |
| | 区域内施設の提供量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 市内他区域からの提供量 | 255 | 242 | 230 | 217 | 211 |
| | 市内他区域への提供量 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 市外施設の提供量 | 207 | 197 | 188 | 176 | 171 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | | |
| 北部第一 | 量の見込み [a] | 917 | 945 | 925 | 911 | 878 |
| | 区域内の利用希望 | 656 | 684 | 664 | 650 | 617 |
| | 市外からの利用希望 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| | 提供体制 [b] | 1,012 | 1,026 | 1,018 | 1,018 | 1,012 |
| | 区域内施設の提供量 | 930 | 930 | 930 | 930 | 930 |
| | 市内他区域からの提供量 | 236 | 246 | 239 | 234 | 222 |
| | 市内他区域への提供量 | ▲ 272 | ▲ 273 | ▲ 270 | ▲ 263 | ▲ 251 |
| | 市外施設の提供量 | 118 | 123 | 119 | 117 | 111 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 95 | 81 | 93 | 107 | 134 |
| | | | | | | |
| 北部第二 | 量の見込み [a] | 511 | 509 | 481 | 469 | 444 |
| | 区域内の利用希望 | 407 | 405 | 377 | 365 | 340 |
| | 市外からの利用希望 | 104 | 104 | 104 | 104 | 104 |
| | 提供体制 [b] | 520 | 508 | 507 | 514 | 521 |
| | 区域内施設の提供量 | 760 | 760 | 760 | 760 | 760 |
| | 市内他区域からの提供量 | 45 | 45 | 42 | 41 | 37 |
| | 市内他区域への提供量 | ▲ 366 | ▲ 378 | ▲ 370 | ▲ 360 | ▲ 344 |
| | 市外施設の提供量 | 81 | 81 | 75 | 73 | 68 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 9 | ▲ 1 | 26 | 45 | 77 |
| | | | | | | |

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------------|---|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 市 全 域 | 量の見込み [a] | 3, 584 | 3, 575 | 3, 485 | 3, 383 | 3, 269 |
| | 区域内の利用希望 | 2, 990 | 2, 981 | 2, 891 | 2, 789 | 2, 675 |
| | 市外からの利用希望 | 594 | 594 | 594 | 594 | 594 |
| | 提供体制 [b] | 3, 782 | 3, 776 | 3, 752 | 3, 721 | 3, 690 |
| | 区域内施設の提供量 (うち施設型給付対象施設) (うち就園奨励費対象施設) | 2, 970 (290) (2, 680) |
| | 市内他区域からの提供量 | 1, 128 | 1, 129 | 1, 109 | 1, 072 | 1, 033 |
| | 市内他区域への提供量 | ▲ 1, 128 | ▲ 1, 129 | ▲ 1, 109 | ▲ 1, 072 | ▲ 1, 033 |
| | 市外施設の提供量 | 812 | 806 | 782 | 751 | 720 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 198 | 201 | 267 | 338 | 421 |

※ 提供体制の提供量には、施設型給付を受けない幼稚園（就園奨励費補助金の対象施設）を含む。

※ 表中の各項目の内容

- 区域内の利用希望 : 幼稚園等（幼稚園及び認定こども園）の利用希望を持つ、各区域内に居住する児童数
- 市外からの利用希望 : 各区域内にある幼稚園等に通園希望のある市外の児童数
- 区域内施設の提供量 : 各区域内にある幼稚園等の利用定員数
- 市内他区域からの提供量
／市内他区域への提供量 : 市内他区域にある幼稚園等の広域（相互）利用に係る定員数
- 市外施設の提供量 : 市外の幼稚園等を利用する各区域内に居住する児童に係る定員数

【提供体制確保の方策】

○ 1号認定の子ども（満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども）

平成 27 年 4 月に、幼稚園 1 園が認定こども園に移行し、幼稚園 11 園と認定こども園 1 園により提供します。

平成 27 年度の時点で、市全域での需給の均衡が取れる見込みです。市内における幼稚園及び認定こども園の利用拡大のため、幼稚園における預かり保育の拡大、認定こども園の移行促進などに取り組んでいきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保等

前提となる事項

子ども・子育て支援法の第59条に基づき、市は13の地域子ども・子育て支援事業を行います。

■地域子ども・子育て支援事業の全体像

地域子ども・子育て支援事業

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 養育支援訪問事業
- (6) 子育て短期支援事業
- (7) ファミリー・サポート・センター事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 延長保育事業
- (10) 病児・病後児保育事業
- (11) 放課後児童保育室事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援事業

【対象者】

- 就学前の子ども及びその保護者、又は妊娠している方やその家族等

【事業内容】

就学前の子ども及びその保護者、又は妊娠している方やその家族等が自身のニーズに合わせた幼稚園・保育園等の施設や地域の子育て支援サービスを適切に選択して利用できるように、情報の提供や相談・支援を行います。

誰もが利用できる、子ども・子育てに関するサービスの総合案内です。

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

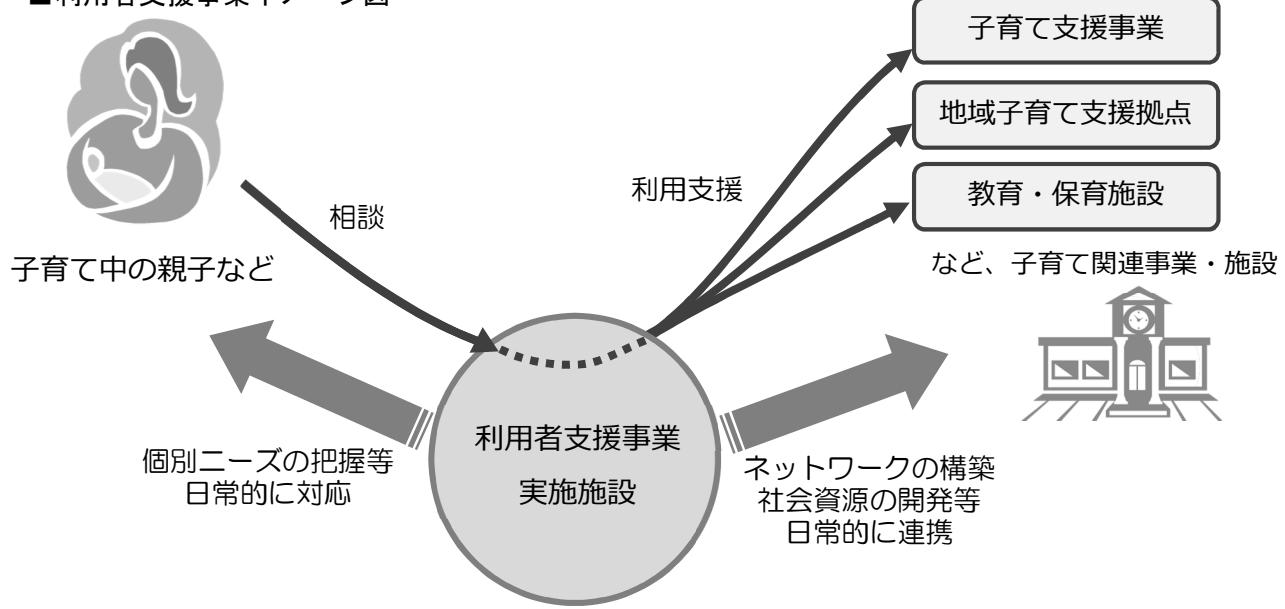
| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 1か所 | 2か所 | 3か所 | 4か所 | 5か所 |
| 提供体制 | 1か所 | 2か所 | 3か所 | 4か所 | 5か所 |

【提供体制確保の方策】

市役所及び地域子育て支援センター等就学前の子ども及びその保護者、又は妊娠している方やその家族等にとって身近な場所で提供します。

まず市役所、その後市北部（北部第一・第二、西部地区）及び市南部（東部第一・第二、南部地区）にそれぞれ1か所ずつ、順次、6区域ごとに1か所ずつ、平成33年度までに合計7か所の設置を目指します。

■利用者支援事業イメージ図



(2) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター・つどいの広場)

【対象者】

- 乳幼児及びその保護者、又は妊娠している方やその家族等

【事業内容】

乳幼児及びその保護者、又は妊娠している方やその家族等が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【これまでの実績】

(単位：か所、人/月)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 地域子育て支援センター設置数 | 8 | 8 | 8 | 10 | 10 | 12 |
| つどいの広場設置数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 利用者数（子ども） | 3,044 | 3,025 | 3,178 | 3,571 | 3,545 | — |

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人/月)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 東部 | 東部第一 | 669 | 657 | 643 | 626 | 608 |
| | 東部第二 | 1,007 | 997 | 997 | 1,000 | 1,004 |
| | 西部 | 1,016 | 949 | 922 | 898 | 877 |
| | 南部 | 1,108 | 1,075 | 1,035 | 998 | 965 |
| | 北部第一 | 1,617 | 1,534 | 1,502 | 1,466 | 1,439 |
| | 北部第二 | 808 | 755 | 730 | 709 | 695 |
| 量の見込み[a] | | 6,225 | 5,967 | 5,829 | 5,697 | 5,588 |
| 提供体制 | 施設数 | 13 か所 | 14 か所 | 15 か所 | 16 か所 | 17 か所 |
| | 提供数[b] | 4,433 | 4,774 | 5,115 | 5,456 | 5,797 |
| 見込みと提供体制の差[b-a] | | ▲ 1,792 | ▲ 1,193 | ▲ 714 | ▲ 241 | 209 |

※「提供体制」の人数は子どもの利用者数

【提供体制確保の方策】

新座市次世代育成支援行動計画から引き続き、平成 31 年度までに各小学校区に1か所の設置（計 17 か所）を目指します。

喫緊の課題として、平成 29 年度までに、東北地区周辺及び片山地区周辺地域に各1か所の設置を目指します。

併せて、1か所当たりの利用者数が増やせるように内容の充実を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

【提供対象者】

- 妊娠している方

【事業内容】

妊娠している方に対して、母子健康手帳交付時に 14 回分の妊婦健康診査受診票・助成券を交付しています。医療機関に委託して 14 回の妊婦健康診査のほか、HIV 抗体検査、HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、子宮頸がん検査、HTLV-1 抗体検査、性器クラミジア検査、風疹ウイルス抗体検査を実施します。委託契約のできない医療機関を受診した場合には、妊婦健康診査の受診料を償還払いで助成します。

【これまでの実績】

(単位：人)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 妊婦健診対象者数 | 1,411 | 1,379 | 1,419 | 1,393 | 1,373 |
| 妊婦健診受診者数（初回） | 1,456 | 1,390 | 1,373 | 1,398 | 1,405 |

※妊婦健診対象者数は年度の出生数

【提供区域】

市全域を 1 つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人、%)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み [a] | 東部第一 | 145 | 141 | 139 | 133 |
| | 東部第二 | 221 | 221 | 223 | 224 |
| | 西部 | 252 | 244 | 239 | 233 |
| | 南部 | 184 | 177 | 172 | 166 |
| | 北部第一 | 296 | 291 | 283 | 277 |
| | 北部第二 | 164 | 157 | 155 | 152 |
| 量の見込み [a] | | 1,262 | 1,231 | 1,211 | 1,184 |
| 提供体制 [b] | | 1,262 | 1,231 | 1,211 | 1,184 |
| 実施率 [a/b] | | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

【提供体制確保の方策】

早期に妊娠届出をすることにより安全な出産が期待できるため、早期届出の普及啓発を進め 100% 実施を引き続き推進します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問・こんにちは赤ちゃん）

【対象者】

- 生後4か月までの乳児がいる家庭

【事業内容】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に、保健師や助産師が訪問し、子育てに関する相談や保護者の心身の相談に応じたり、母子保健サービスの情報提供などを行う事業です。

【これまでの実績】

(単位：人)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 対象者数 | 1, 411 | 1, 379 | 1, 419 | 1, 393 | 1, 373 |
| 訪問件数 | 1, 487 | 1, 427 | 1, 468 | 1, 400 | 1, 433 |

※対象者数は年度の出生数

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人、%)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 東部第一 | 145 | 141 | 139 | 133 | 129 |
| | 221 | 221 | 223 | 223 | 224 |
| | 252 | 244 | 239 | 233 | 227 |
| | 184 | 177 | 172 | 166 | 160 |
| | 296 | 291 | 283 | 277 | 276 |
| | 164 | 157 | 155 | 152 | 147 |
| 量の見込み [a] | 1, 262 | 1, 231 | 1, 211 | 1, 184 | 1, 163 |
| 訪問件数 [b] | 1, 262 | 1, 231 | 1, 211 | 1, 184 | 1, 163 |
| 実施率 [a/b] | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

【提供体制確保の方策】

現在、里帰り出産の方への訪問も含め、ほぼ全ての家庭に訪問を実施しています。保健師や助産師の訪問体制を整え今後も全戸訪問を継続します。

(5) 養育支援訪問事業

【対象者】

- 養育支援が必要な子育て家庭

【事業内容】

平成 23 年度から事業を開始しました。子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で特に養育支援が必要となっている家庭を訪問し、保健師・助産師・保育士による養育に関わる指導助言又はホームヘルパーによる家事の援助を実施することにより、適切な養育ができるよう支援する事業です。

【これまでの実績】

(単位：件)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 養育支援訪問対象件数 | — | — | 1 | 2 | 3 |
| 養育支援訪問回数（延べ） | — | — | 31 | 31 | 35 |

【提供区域】

市全域を 1 つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------------|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 市 全 域 | 量の見込み（対象件数） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 提供 体制 | 対象件数 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | | 訪問回数（延べ） | 35 | 35 | 35 | 35 |

【提供体制確保の方策】

要保護児童対策地域協議会の構成機関等が速やかに調整機関に情報を集約することで、特に養育支援を必要とする家庭を早期発見し、関係機関との連携を図りながら、必要な支援を適切に行っていきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【対象者】

- トワイライトステイは原則として小学生

【事業内容】

ショートステイ事業は、保護者が疾病・疲労など身体上・環境上の理由により児童の養護が一時的に困難となった場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設等において養育・保護を行う事業です。

適切にサービスを実施できる施設が本市及び近隣市にないなど実施体制が整っていないため、事業実施していません。緊急時は、児童相談所の一時保護で対応しています。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により帰宅時間が夜間になる場合や休日の勤務の場合に、児童養護施設等において一時的に預かる事業ですが、今まで本市では、施設がないため、登録協力家庭において、新座市ひとり親家庭等児童夜間養護として、夕方から夜間にかけて預かり（放課後から午後10時まで、1日につき4時間まで）、夕食や入浴を提供する事業を実施してきました。

【これまでの実績】

(単位：人/年)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ショートステイ事業 | — | — | — | — | — |
| トワイライトステイ事業 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 |

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

ショートステイ

(単位：人/年)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 市 全 域 | 量の見込み（人） | 21 | 21 | 21 | 21 |
| | 提供体制（人） | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 見込みと提供体制の差 | ▲21 | ▲21 | ▲21 | ▲21 |

トワイライトステイ

(単位:人/年)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------------|------------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 市 全 域 | 量の見込み（人） | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 提供体制（人） ※ファミリー・サポート・センター事業による提供 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 見込みと提供体制の差 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【提供体制確保の方策】

ショートステイ事業については、適切にサービスを実施できる施設が本市及び近隣市にない状況であることから、現在同様、事業実施は難しい状況です。児童相談所の一時保護で対応しつつ、他の方法を検討していきます。

トワイライトステイ事業については、平成 24 年度、平成 25 年度と利用者がなくファミリー・サポート・センター事業によるサービスが活用されている状況です。

このため、新座市ひとり親家庭等児童夜間養護事業を廃止し、夕方から夜間までの預かり事業はファミリー・サポート・センター事業に集約していきます。

また、事業の集約に伴って、ファミリー・サポート・センター事業を利用するひとり親家庭等への補助事業を別途検討していきます。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

【対象者】

- 市内に在住又は在勤している方で、生後2か月から中学校就学前までの子ども及びその保護者

【事業内容】

子どもの送迎や預かり等の援助を受けたい会員(利用会員)、援助を行う会員(協力会員)及び利用・協力どちらも行う会員(両方会員)からなるボランティア的相互援助の組織で、アドバイザーが会員の援助活動の調整を行う事業です。

【これまでの実績】

(単位：人、回)

| | | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 会員数 | 利用会員 | 613 | 680 | 742 | 810 | 913 |
| | 協力会員 | 144 | 165 | 192 | 199 | 207 |
| | 両方会員 | 93 | 100 | 104 | 117 | 128 |
| 支援回数 | 就学児童 | 5, 172 | 5, 914 | 5, 490 | 6, 213 | 6, 015 |
| | 就学前児童 | 1, 639 | 2, 225 | 2, 030 | 3, 191 | 1, 445 |
| | 就学前児童 | 3, 533 | 3, 689 | 3, 460 | 3, 022 | 4, 570 |

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：回)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------------|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 量の見込み [a] | 就学児童 | 2, 318 | 2, 252 | 2, 181 | 2, 105 | 2, 021 |
| | 就学前児童 | 3, 796 | 3, 835 | 3, 878 | 3, 910 | 3, 924 |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | 6, 114 | 6, 087 | 6, 059 | 6, 015 | 5, 945 | |
| 提供体制 [b] | 6, 114 | 6, 087 | 6, 059 | 6, 015 | 5, 945 | |
| 見込みと提供体制の差 [b-a] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【提供体制確保の方策】

これまでの実績においては、ほぼ全ての援助希望に対応できています。子どもの習い事への送迎、第2子以降の出産に伴う援助等の希望が増加していることから、引き続き援助者(協力会員、両方会員)の拡充に努めます。

(8) 一時預かり事業

【対象者】

- 就学前児童とその保護者

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【これまでの実績】

一時保育（保育園）実績

（単位：人/年、か所）

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 延べ利用者数 | 12,381 | 11,622 | 11,401 | 11,738 | 10,096 | — |
| 実施か所数 | 12 | 12 | 13 | 14 | 14 | 17 |

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

■一時預かり事業の類型イメージ

| | 幼稚園型 | 一般型 |
|------|---------------------------|-------------------------------|
| 実施場所 | 幼稚園・認定こども園 | 保育園・一時預かり実施施設 |
| 利用対象 | 幼稚園・認定こども園（教育部分）に通っている子ども | 定期的に保育を利用していない子ども |
| 利用要件 | 教育時間の前後、土・日等休日、長期休暇中など | 仕事・急病・家族介護・冠婚葬祭など一時的に育児が困難な場合 |

※ 子ども・子育て支援新制度の一時預かり事業の他にも、従来の施設型給付を受けない幼稚園（就園奨励費補助金の対象施設）での預かり保育や家庭保育室での一時保育事業があります。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人/年)

| | | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----|------------------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 地区別 | 東部第一 | ①幼稚園児（1・2号） | 11,425 | 10,826 | 10,264 | 9,777 | 9,627 |
| | | ②その他 | 5,300 | 5,143 | 4,983 | 4,818 | 4,694 |
| | 東部第二 | ①幼稚園児（1・2号） | 20,352 | 20,499 | 20,746 | 20,031 | 19,809 |
| | | ②その他 | 8,538 | 8,498 | 8,528 | 8,456 | 8,453 |
| | 西部 | ①幼稚園児（1・2号） | 12,237 | 12,388 | 12,196 | 11,853 | 11,072 |
| | | ②その他 | 10,694 | 10,282 | 10,041 | 9,768 | 9,372 |
| | 南部 | ①幼稚園児（1・2号） | 20,813 | 19,774 | 18,861 | 17,759 | 17,223 |
| | | ②その他 | 7,038 | 6,789 | 6,514 | 6,241 | 6,036 |
| | 北部第一 | ①幼稚園児（1・2号） | 32,047 | 33,367 | 32,407 | 31,747 | 30,126 |
| | | ②その他 | 15,884 | 15,401 | 15,044 | 14,697 | 14,303 |
| | 北部第二 | ①幼稚園児（1・2号） | 11,228 | 11,192 | 10,405 | 10,094 | 9,381 |
| | | ②その他 | 4,882 | 4,634 | 4,428 | 4,297 | 4,147 |
| 市全域 | | ① 幼稚園児（1・2号）※ | 108,102 | 108,046 | 104,879 | 101,261 | 97,238 |
| | | ② その他 | 52,336 | 50,747 | 49,538 | 48,277 | 47,005 |
| | 量の見込み（合計） [a] | | 160,438 | 158,793 | 154,417 | 149,538 | 144,243 |
| | | ① 幼稚園児（1・2号）※ | 109,200 | 109,200 | 109,200 | 109,200 | 109,200 |
| | | ② その他 | 53,230 | 53,230 | 53,230 | 53,230 | 53,230 |
| | | 保育園等 | 48,048 | 48,048 | 48,048 | 48,048 | 48,048 |
| | | ファミリー・サポート・センター | 5,182 | 5,182 | 5,182 | 5,182 | 5,182 |
| | 提供体制 [b] | | 162,430 | 162,430 | 162,430 | 162,430 | 162,430 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | | 1,992 | 3,637 | 8,013 | 12,892 | 18,187 |

※ 「① 幼稚園児（1・2号）」の対象児童は、認定こども園、施設型給付費を受ける幼稚園及び施設型給付を受けない幼稚園（就園奨励費補助金の対象施設）に在園する児童を指す。

【提供体制確保の方策】

平成 27 年 4 月に開園する保育園において、一時保育事業を開始し、保育園 18 か所での一時保育事業を実施します。

また、幼稚園及び認定こども園における預かり保育、保育園における一時保育、ファミリー・サポート・センターによる一時預かりの利用率向上を図るため、新たに実施する利用者支援事業等により周知を行います。

(9) 延長保育事業

【対象者】

- 保育園及び認定こども園（保育園部分）を利用している就学前の子どもとその保護者

【事業内容】

就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育園等での保育時間を延長して子どもの預かりを行う事業です。

【これまでの実績】

(単位：人/年、か所)

| | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数（延べ） | 30,721 | 31,858 | 28,654 | 29,456 | — |
| 実施か所数（保育園） | 22 | 24 | 26 | 27 | 29 |

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人/年)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|---------|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 地区別 | 東部第一 | 110 | 106 | 102 | 98 | 96 |
| | 東部第二 | 150 | 150 | 151 | 149 | 148 |
| | 西部 | 186 | 181 | 177 | 172 | 164 |
| | 南部 | 116 | 112 | 107 | 102 | 99 |
| | 北部第一 | 288 | 287 | 280 | 274 | 264 |
| | 北部第二 | 119 | 115 | 109 | 106 | 101 |
| 市全 域 | 量の見込み 合計 [a] (延べ) | 969 (29,070) | 951 (28,530) | 926 (27,780) | 901 (27,030) | 872 (26,160) |
| | 提供体制 [b] | 969 | 951 | 926 | 901 | 872 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

【提供体制確保の方策】

新規開設園でも延長保育を実施し、保護者の残業や通勤距離の遠隔化に対応します。

保育の必要性の認定により、保育標準時間と保育短時間に認定が分かれることにより、新たな延長保育時間を設定します。

(10) 病児・病後児保育事業

【対象者】

- 病気中の子ども
- 回復期であるが、集団保育が困難と認められる子ども

【事業内容】

児童が発熱等の病気となった場合、病院や保育園等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育をする事業です。

【これまでの実績】

(単位：人/年、か所)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 67 | 62 | 40 | 43 | 64 |
| 実施か所数 ※病後児保育のみ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人/年)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----|-------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 地区別 | 東部第一 | 37 | 36 | 35 | 33 |
| | 東部第二 | 80 | 79 | 79 | 78 |
| | 西部 | 64 | 62 | 61 | 59 |
| | 南部 | 59 | 56 | 54 | 51 |
| | 北部第一 | 95 | 94 | 92 | 90 |
| | 北部第二 | 49 | 47 | 44 | 43 |
| 市全域 | 量の見込み [a] | 384 | 374 | 365 | 354 |
| | 提供体制 [b] (1か所) | 384 (1か所) | 374 (1か所) | 365 (2か所) | 354 (2か所) |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | 0 | 0 | 0 | 0 |

【提供体制確保の方策】

病児・病後児保育事業については、医療機関等との連携により、病児対応型の設置を目指します。

(11) 放課後児童保育室事業

【対象者】

- 就学児童

【事業内容】

親が共働きである世帯など、留守が多い世帯の小学生を対象に、児童館や学校の余裕教室、公民館等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与える事業です。

本市では 17 小学校の敷地内又は隣接地に放課後児童保育室を設置し、平常時は 1 年生から 4 年生まで、夏休み期間中は 1 年生から 6 年生まで保育を行っています。

【これまでの実績】

(単位：人/年、か所)

| | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 常時利用の児童数 (小学 1 ~ 4 年生) | 1,291 | 1,210 | 1,258 | 1,208 | 1,230 | 1,260 |
| 夏休みのみ利用の児童数 (小学 1 ~ 6 年生) | 230 | 281 | 290 | 304 | 311 | 383 |
| 実施か所数 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |

※常時利用の児童数は 5 月 1 日現在

【提供区域】

小学校区である 17 を提供区域とします。

【量の見込み及び提供体制】

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 大和田小学校 | 1 ~ 4 年生 | 124 | 126 | 127 | 127 | 128 |
| | 5 · 6 年生 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 量の見込み [a] | 141 | 143 | 144 | 144 | 145 |
| | 提供体制 [b] | 124 | 126 | 127 | 127 | 145 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 17 | ▲ 17 | ▲ 17 | ▲ 17 | 0 |
| 西堀小学校 | 1 ~ 4 年生 | 49 | 50 | 51 | 51 | 52 |
| | 5 · 6 年生 | 6 | 6 | 8 | 6 | 8 |
| | 量の見込み [a] | 55 | 56 | 59 | 57 | 60 |
| | 提供体制 [b] | 49 | 50 | 51 | 51 | 60 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 6 | ▲ 6 | ▲ 8 | ▲ 6 | 0 |
| 片山小学校 | 1 ~ 4 年生 | 65 | 66 | 67 | 68 | 68 |
| | 5 · 6 年生 | 8 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 量の見込み [a] | 73 | 75 | 76 | 77 | 77 |
| | 提供体制 [b] | 65 | 66 | 67 | 68 | 77 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 8 | ▲ 9 | ▲ 9 | ▲ 9 | 0 |

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|--------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 第四小学校 | 1～4年生 | 83 | 84 | 85 | 85 | 86 |
| | 5・6年生 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 量の見込み [a] | 92 | 93 | 94 | 94 | 95 |
| | 提供体制 [b] | 83 | 84 | 85 | 85 | 95 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 9 | ▲ 9 | ▲ 9 | ▲ 9 | 0 |
| 八石小学校 | 1～4年生 | 56 | 57 | 58 | 58 | 58 |
| | 5・6年生 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 量の見込み [a] | 61 | 62 | 63 | 63 | 63 |
| | 提供体制 [b] | 56 | 57 | 58 | 58 | 63 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 5 | ▲ 5 | ▲ 5 | ▲ 5 | 0 |
| 東北小学校 | 1～4年生 | 104 | 106 | 108 | 108 | 109 |
| | 5・6年生 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 量の見込み [a] | 118 | 121 | 123 | 123 | 124 |
| | 提供体制 [b] | 104 | 106 | 108 | 108 | 124 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 14 | ▲ 15 | ▲ 15 | ▲ 15 | 0 |
| 野火止小学校 | 1～4年生 | 100 | 101 | 104 | 103 | 104 |
| | 5・6年生 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| | 量の見込み [a] | 115 | 116 | 119 | 118 | 119 |
| | 提供体制 [b] | 100 | 101 | 104 | 103 | 119 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 15 | ▲ 15 | ▲ 15 | ▲ 15 | 0 |
| 野寺小学校 | 1～4年生 | 76 | 78 | 79 | 80 | 80 |
| | 5・6年生 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 量の見込み [a] | 85 | 87 | 88 | 89 | 89 |
| | 提供体制 [b] | 76 | 78 | 79 | 80 | 89 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 9 | ▲ 9 | ▲ 9 | ▲ 9 | 0 |
| 池田小学校 | 1～4年生 | 57 | 57 | 58 | 59 | 59 |
| | 5・6年生 | 5 | 5 | 5 | 5 | 6 |
| | 量の見込み [a] | 62 | 62 | 63 | 64 | 65 |
| | 提供体制 [b] | 57 | 57 | 58 | 59 | 65 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 5 | ▲ 5 | ▲ 5 | ▲ 5 | 0 |
| 新堀小学校 | 1～4年生 | 75 | 76 | 77 | 77 | 79 |
| | 5・6年生 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 量の見込み [a] | 87 | 88 | 89 | 89 | 91 |
| | 提供体制 [b] | 75 | 76 | 77 | 77 | 91 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 12 | ▲ 12 | ▲ 12 | ▲ 12 | 0 |

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 東野小学校 | 1～4年生 | 106 | 108 | 109 | 111 | 112 |
| | 5・6年生 | 17 | 17 | 17 | 17 | 18 |
| | 量の見込み [a] | 123 | 125 | 126 | 128 | 130 |
| | 提供体制 [b] | 106 | 108 | 109 | 111 | 130 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 17 | ▲ 17 | ▲ 17 | ▲ 17 | 0 |
| 石神小学校 | 1～4年生 | 77 | 80 | 80 | 81 | 82 |
| | 5・6年生 | 11 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 量の見込み [a] | 88 | 92 | 92 | 93 | 94 |
| | 提供体制 [b] | 77 | 80 | 80 | 81 | 94 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 11 | ▲ 12 | ▲ 12 | ▲ 12 | 0 |
| 栄小学校 | 1～4年生 | 36 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| | 5・6年生 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 量の見込み [a] | 41 | 42 | 42 | 42 | 42 |
| | 提供体制 [b] | 36 | 37 | 37 | 37 | 42 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 5 | ▲ 5 | ▲ 5 | ▲ 5 | 0 |
| 新開小学校 | 1～4年生 | 89 | 91 | 93 | 91 | 93 |
| | 5・6年生 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 量の見込み [a] | 101 | 103 | 105 | 103 | 105 |
| | 提供体制 [b] | 89 | 91 | 93 | 91 | 105 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 12 | ▲ 12 | ▲ 12 | ▲ 12 | 0 |
| 栗原小学校 | 1～4年生 | 59 | 60 | 62 | 62 | 63 |
| | 5・6年生 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 量の見込み [a] | 65 | 66 | 68 | 68 | 69 |
| | 提供体制 [b] | 59 | 60 | 62 | 62 | 69 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 6 | ▲ 6 | ▲ 6 | ▲ 6 | 0 |
| 陣屋小学校 | 1～4年生 | 59 | 60 | 61 | 62 | 62 |
| | 5・6年生 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 量の見込み [a] | 65 | 66 | 67 | 68 | 68 |
| | 提供体制 [b] | 59 | 60 | 61 | 62 | 68 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 6 | ▲ 6 | ▲ 6 | ▲ 6 | 0 |
| 新座小学校 | 1～4年生 | 59 | 60 | 61 | 61 | 63 |
| | 5・6年生 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 量の見込み [a] | 65 | 66 | 67 | 67 | 69 |
| | 提供体制 [b] | 59 | 60 | 61 | 61 | 69 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 6 | ▲ 6 | ▲ 6 | ▲ 6 | 0 |

(単位：人)

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 市 全 域 | 1～4年生 | 1,274 | 1,297 | 1,317 | 1,321 | 1,335 |
| | 5・6年生 | 163 | 166 | 168 | 166 | 170 |
| | 量の見込み [a] | 1,437 | 1,463 | 1,485 | 1,487 | 1,505 |
| | 提供体制 [b] | 1,274 | 1,297 | 1,317 | 1,321 | 1,505 |
| | 見込みと提供体制の差 [b-a] | ▲ 163 | ▲ 166 | ▲ 168 | ▲ 166 | 0 |

【提供体制確保の方策】

利用児童の増加に伴う、保育室の大規模化・狭あい化に対する対策として、平成 26 年 9 月に制定した「新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、指導員の配置を行うとともに、平成 31 年度末までに施設の新設、改修、余裕教室の活用等により、対応可能な施設から順次、整備を行います。

平成 27 年度においては、東北小学校及び新堀小学校における保育室整備に着手します。

5 年生及び 6 年生の受入れについては、現在の夏休み期間中の受入れを継続します。平常時の受入れについては、保育室の大規模化・狭あい化の解消への取組を最優先とし、利用状況及び整備状況を勘案しながら、平成 31 年度末までに平時の受入れの開始について検討していきます。

また、国において、「放課後こども総合プラン」が策定されたことを受け、引き続き、子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の実施校の拡大を進めるとともに、実施校におけるココフレンドと放課後児童保育室の双方の事業充実と連携に取り組んでいきます。

大規模化・狭あい化対策に伴うクラス設置目標数

| 学校名 | 大規模化・狭あい化対策に伴うクラス増加数 〔平成 26 年度→ 平成 31 年度末〕 | ココフレンド実施有無と開始年度 | 学校名 | 大規模化・狭あい化対策に伴うクラス増加数 〔平成 26 年度→ 平成 31 年度末〕 | ココフレンド実施有無と開始年度 |
|--------|--|-----------------|-------|--|-----------------|
| 大和田小学校 | 2 → 4 | | 新堀小学校 | 1 → 3 | ○ H25~ |
| 西堀小学校 | 1 → 2 | | 東野小学校 | 2 → 4 | ○ H24~ |
| 片山小学校 | 1 → 2 | | 石神小学校 | 1 → 3 | ○ H24~ |
| 第四小学校 | 1 → 3 | ○ H26~ | 栄小学校 | 1 → 2 | |
| 八石小学校 | 1 → 2 | | 新開小学校 | 2 → 3 | |
| 東北小学校 | 1 → 4 | ○ H25~ | 栗原小学校 | 1 → 2 | H27 開設予定 |
| 野火止小学校 | 2 → 3 | | 陣屋小学校 | 1 → 2 | |
| 野寺小学校 | 1 → 3 | ○ H26~ | 新座小学校 | 1 → 2 | |
| 池田小学校 | 1 → 2 | | 計 | 21 → 46 | 7 校 |

現在、子どもを保育する集団（クラス）の規模が 40 人を超える保育室について、大規模化・狭あい化の対策を実施します。これに伴いクラスが 40 人単位に分割され、クラス数が増加します。平成 26 年度では、17 校・21 クラスですが、平成 31 年度末までに 5・6 年生の受入れを実施した場合の 17 校・46 クラスを目標に取り組んでいきます。

新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

(設備等の基準)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所に、放課後児童健全育成事業における支援の提供に必要な設備及び備品等を備えるほか、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画並びに当該設備及び備品等を確保すべき場所（以下この条において「専用区画」という。）を設けなければならない。

2 専用区画の面積（前項に規定する設備及び備品等に係る面積を除く。）は、児童1人につき
1. 65平方メートル以上でなければならない。

(放課後児童支援員及び補助員)

第11条 (略)

2 (略)

3 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上（市が行う放課後児童健全育成事業であつて放課後児童健全育成事業所において保育する児童の数が40人以下の場合は、当該放課後児童健全育成事業所ごとに3人以上）とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

4 前項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 (略)

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

【対象者】

- 教育・保育事業利用者のうち、一定の所得条件を満たす世帯

【事業内容】

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成する事業です。

(13) 多様な主体の参入促進事業

【対象者】

- 教育・保育事業を提供する事業所

【事業内容】

民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業を実施します。

第5章 関連施策の展開

基本的事項

事業計画の推進に当たり、第4章の「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の各事業と共に推進・連携していく関連施策を庁内関係各課及び市内外の関連組織・団体と実施していきます。

関連施策は、新座市子ども・子育て会議による定期的な進捗状況の確認・把握の管理を行い、評価を実施していく【推進・管理事業】と子ども・子育て会議による評価は実施しないものの、積極的に連携を行っていく事業【連携事業】に分類し、推進・管理していきます。

基本目標1 すべての子どもが健やかに、幸せに育つことを応援するために

本市に生まれ育つ全ての子どもが必要な教育・保育を受けることができるよう、また、親が安心して子どもを預け、仕事と子育ての両立が図れるよう、様々な子育て支援サービスの量及び質の向上を図ります。

また、妊娠婦や新生児の健康や障がい児支援など、多面的なサポートを必要とする親子に対して、関係機関と連携をとり、子どもが健やかに育つことができる環境を整備します。

1-1 特定教育・保育事業

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------|--|--------|
| 1 | 幼稚園長時間預かり保育補助事業 | 幼稚園利用の推進、保育園の待機児童解消、子育て家庭の就労機会拡大のため、幼稚園教育時間の前後や春季・夏季及び冬季休園時に預かり保育を実施する市内私立幼稚園に対し、人件費等の補助を行う。 | 子育て支援課 |
| 2 | 産休明け保育の充実 | 出産後の養育者の就労と子育ての両立支援を図るため、産休明け保育事業の充実を図る。 | 子育て支援課 |
| 3 | 保育園における幼児教育の充実 | 保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。 | 子育て支援課 |
| 4 | 家庭保育室委託事業の充実 | 保護者の就労・疾病等により、家庭での保育が困難な乳幼児の保育業務を保育室に委託し、実施する。 | 子育て支援課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|--|--------|
| 5 | 家庭保育室の小規模保育事業への移行推進・支援 | 埼玉県による家庭保育室事業が平成31年度に終了となる見込みであることから、各保育室の小規模保育事業への移行推進・支援を行う。 | 子育て支援課 |
| 6 | サービス評価の仕組みの導入・実施 | 保育サービスの評価等仕組みの導入・実施について取組を進める。 | 子育て支援課 |

1-2 地域子ども・子育て支援事業

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------------------|--|-----------|
| 7 | 教育・保育事業及び地域子育て支援サービスに関する情報提供の充実 | 地域における多様な子育て支援サービスの情報を一元的に把握するとともに、子育て家庭に対する総合的な情報提供、利用援助等の支援を行う。 | 子育て支援課 |
| 8 | 児童センター業務の充実 | 指定管理者制度による事業受託者と連携し、子どもに豊かな生活を提供できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを開設し、児童センター業務の充実を図る。プログラムの策定に当たっては、子どもの参画を推進する。 | 子育て支援課 |
| 9 | 休日保育の充実 | 休日の保育の需要に対応するため、休日保育を保育園で実施する。 | 子育て支援課 |
| 10 | 夜間保育の検討 | 保護者の就労などにより、夜間の保育を必要とする子どものために夜間保育の実施を検討する。 | 子育て支援課 |
| 11 | 幼稚園就園奨励費等補助 | 私立幼稚園就園奨励費補助金、就園費補助金、幼稚園入園費補助金等の拡充等により、保護者の経済的負担の軽減を図り、幼稚園への就園を推進する。 | 子育て支援課 |
| 12 | 新座市子どもの放課後居場所づくり | 小学校施設（教室や校庭など）を活用し、地域の方々のご協力を得ながら、子どもたちが安全・安心に集える居場所をつくる。学習や遊び、体験・交流活動などの機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。 | 生涯学習スポーツ課 |

1-3 子どもの育ちを応援する事業

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------------|---|------------------|
| 13 | 児童相談の充実 | 家庭における適切な児童の養育と、養育に関する問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導に当たる。 | 子育て支援課 児童福祉課 |
| 14 | 児童の権利に関する啓発 | 子どもの保護と基本的人権の尊重を促進することを目的とした「子どもの権利条約」の啓発・普及に努める。 | 子育て支援課 児童福祉課 |
| 15 | 食育事業（エプロンシアター） | 市内幼稚園・保育園の子ども及びその保護者に対し、栄養士によるエプロンシアターを行うことにより、幼児期からの食育を通じて日常の正しい食習慣を形成し、子どもたちのより健やかな成長と食生活の改善を図る。公立保育園及び希望する幼稚園に対して地域活動栄養士会と協働し、エプロンシアターを実施する。 | 子育て支援課 保健センター |
| 16 | 給食放射性物質検査事業 | 福島第一原子力発電所の事故以来、食材への不安が寄せられていることから、保育園及び学校の給食、食材の安全性の確認を目的として、給食食材、提供食について放射性物質検査を実施する。 | 子育て支援課 学務課 |
| 17 | 子どもの健全育成事業 | 被保護世帯の子どもが、健全に育成される環境を整備するため、子ども育成支援相談員を生活福祉課に配置し、支援する。 | 生活福祉課 |
| 18 | 子育て支援ホームヘルパー派遣事業 | 出産直後の母親のいる家庭で、親族などから家事援助が望めない家庭に対し、ホームヘルパーを派遣する。 | 子育て支援課 |
| 19 | ファミリー・サポート・センター産後育児サポート事業 | 出産後から生後2か月未満の子どものいる家庭で、沐浴や授乳等の育児に関わるサポートを行う。 | 子育て支援課 |
| 20 | 保育園における食育の推進 | 保育園の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と良い食習慣を形成する。 | 子育て支援課 |
| 21 | こども医療費の助成 | 子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするために、子どもが医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成する。 | 児童福祉課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------------|--|--------|
| 22 | 児童手当の支給 | 児童手当を支給し、家庭生活の安定と子どもの健全な育成を図る。 | 児童福祉課 |
| 23 | 家庭児童相談室 | 家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るために、家庭児童の福祉に関する専門的相談・助言に当たる。さらに、必要があれば専門機関への紹介も行う。 | 児童福祉課 |
| 24 | 3歳児グループ指導 (でんでんむしの家) | 発達支援や育児支援が必要とされる児童及び親(家庭)に対して、集団指導や相談活動を通して支援を行う。 | 児童福祉課 |
| 25 | 3歳児グループ指導事後フォロー(とんぼグループ) | でんでんむしの家の卒業児及び3歳児、4歳児で家庭児童相談員と関わりのある親子を対象に個別的、集団的なテーマを通して子どもの成長を促す。 | 児童福祉課 |
| 26 | ひとり親家庭相談 | ひとり親家庭に関する相談に応じ、助言指導や関係機関の紹介などを行う。 | 児童福祉課 |
| 27 | 家庭児童相談員の健診事業等への参加 | 1歳6か月児健診や3歳児健診の会場で発達や育児の相談を受け、必要に応じグループ指導につなげたり、専門機関へ紹介を行うなど、関係機関と連携を図りながら支援を行う。 | 児童福祉課 |
| 28 | 乳幼児相談の充実 | 保健師と栄養士・歯科衛生士で実施しているが、利用者が気軽に相談できるよう、利便性を考慮し、周知方法や実施方法等を工夫しながら推進する。 | 保健センター |
| 29 | 栄養相談・栄養指導の実施 | 乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士による相談及び食育啓発に関するチラシの配布を行い、乳幼児の家庭での食事を通した健康づくりや食育の支援を行う。 | 保健センター |
| 30 | 乳幼児健康診査の充実 | 乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために実施する。 | 保健センター |
| 31 | 乳幼児歯科健診の充実 | 歯科健診及び歯科衛生士による集団ブラッシング指導を実施する。 | 保健センター |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------------|---|----------|
| 32 | 1歳6か月児健康診査 事後指導（ころころクラブ） | 1歳6か月児健診等において、継続的な相談が必要と思われる幼児及びその保護者に対し、集団遊びや個別相談を実施する。 | 保健センター |
| 33 | 母子愛育会活動の助成 | 母と子の保健を中心に地域の健康づくりを推進している活動を支援する。 | 保健センター |
| 34 | 小児救急医療支援事業 | 夜間や休日においても小児科医を確保する体制を構築するため、「小児病院群輪番制」の参加病院に対し運営費の一部を補助し、小児医療の充実を図る。 | 保健センター |
| 35 | 医療情報の提供 | 広報及びホームページを通じて休日診療・救急病院等の情報提供を行う。 | 保健センター |
| 36 | 教育インターネット環境の充実 | 小・中学校間のみならず他の教育機関も含めたインターネット環境を整備することで、教育指導や授業方法等の充実を図る。 | 教育総務課 |
| 37 | コンピュータ教育の充実 | 情報化の進展に対応した学習環境を推しつけるため、小・中学校の授業等に校内LANを活用し、よりわかりやすい授業を実施する。 | 教育総務課 |
| 38 | 就学援助制度 | 経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、保護者に対して、小・中学校でかかる経費（学用品費、学校給食費、休閒学校費、修学旅行費等）を援助する。 | 学務課 |
| 39 | 情報教育の推進 | 子どもの情報活用能力を育成するメディアリテラシー教育の実施とともに、情報機能のネットワーク化を図る。 | 指導課 |
| 40 | 学校における食育の推進 | 子どもたちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、農業体験の実施や地域の協力を得ながら、朝食欠食率の減少を目指し、栄養等について学ぶ場の充実を図る。 | 指導課 |
| 41 | 教育相談事業の充実 | 教育相談員の配置を見直し、学校カウンセラー等との連携を一層密にし、教育相談の充実を図る。 | 教育相談センター |
| 42 | 巡回相談カウンセラーモード | 通常の学級に在籍している特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援について指導及び助言する巡回相談カウンセラーを学校に派遣する。 | 教育相談センター |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------|--|----------|
| 43 | 登校支援事業 | 新座市教育相談室で教育相談員（4人）と学校カウンセラー（2人）が電話・来室相談やカウンセリングを行い、必要な場合は、学校訪問や家庭訪問も行う。 | 教育相談センター |
| 44 | ピア・サポーター派遣事業 | 地域の大学の臨床心理系学部等と連携することにより、大学生をサポーターとして各学校等に派遣し、不登校児童生徒・集団不適応児童生徒への支援活動を行う。また、大学教授がスーパーバイザーとして専門的な立場から教員等に指導助言を行う。 | 教育相談センター |

【連携事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|--|-----------|
| 45 | ちびっこふるさと探検隊事業 | 本市と那須塩原市にある史跡や文化を楽しみながら学ぶことを通して、将来のまちづくりを担う子どもたちに、豊かな心とふるさと意識を育むことを目的に開催する。 | コミュニティ推進課 |
| 46 | ユヴァスキュラ市ビータニエミ中学校訪日団来訪 | 市立第三中学校と友好姉妹校であるフィンランド共和国ユヴァスキュラ市ビータニエミ中学校(旧ボイヨンマ中学校)の生徒及び教師が3年に1度来日する。滞在中、一般家庭でのホームステイやうどん作り、茶道体験、県外旅行等を通じて日本文化の理解と交流を図る。 | コミュニティ推進課 |
| 47 | 各種市民相談事業 | 法律相談（弁護士）、人権相談（人権擁護委員）、行政相談（行政相談委員）、税務相談（税理士）等の各種相談事業を実施する。 | 人権推進課 |
| 48 | 女性困りごと相談事業 | 性別による差別的取扱い、その他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって、人権を侵害された市民からの相談を受ける。 | 人権推進課 |
| 49 | パパ・ママ応援ショッピング事業（埼玉県事業） | 妊娠中又は中学生までの子どもがいる家庭に対して、協賛店舗で商品割引等が受けられる優待カードを配布するとともに、事業に協力をする協賛店舗の受付を行う。 | 子育て支援課 |
| 50 | 子どもの芸術文化環境の充実 | 文化芸術活動に子どもが喜んで参加する仕組みづくりを行う。 | 生涯学習スポーツ課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|--|-----------|
| 51 | 子ども大学にいざ | 市内大学やNPO等と連携して、「はてな学」、「ふるさと学」、「生き方学」等といった、子どもの知的好奇心を満足させる学びの場を提供する。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 52 | Kids Star Project | 体育協会が主催する、幼児期から学童期における体力低下予防や、運動を通じた人間形成を築くことを目的とした体操教室を開催する。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 53 | 親子講座 | 家庭での読書活動を更に推進するため、読み聞かせ等を取り入れた親子参加型の講座を開催する。 | 中央図書館 |
| 54 | おはなし会サポーター ステップアップ講座 | おはなし会で活動するサポーター（市民総合大学修了生）を対象とした技術向上のための講座を開催する。 | 中央図書館 |
| 55 | 小学校第1学年副担任 事業 | 児童の基本的な学習指導や生活習慣の確立を図るため、小学校に第1学年の学級担任の補助として副担任を配置する。 | 学務課 |
| 56 | 地産地消の推進 | 地域の農業団体等との連携により、市内の農家が生産した農作物の学校給食への活用や交流を進める。 | 学務課 |
| 57 | 定期健康診断事業 | 市内小・中学校において、児童生徒の心と体について、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努める。 | 学務課 |
| 58 | 国際理解教育の推進 | 地域の外国人との交流を通して、異文化理解を深めるとともに、コミュニケーション能力の育成を図る。 | 指導課 |
| 59 | 環境教育の推進 | 自然保護やリサイクルなどの資源の再利用についての理解を深め、環境やアメニティに配慮するなどの環境教育を推進する。 | 指導課 |
| 60 | 学校ふるさと構想の推進 | 子どもたちの遊び場や自然とふれあえる場として、学校教育農園、学校教育林等の学校教育の環境の充実を図る。 | 指導課 |
| 61 | 健康教育の推進 | 子どもたちの体力向上、健康の増進を図るため、体育的活動を充実させ、外遊びを奨励する。 | 指導課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------|---|-----|
| 62 | 確かな学力の向上 | 市内の小・中学校の学力の向上を目指し、基礎・基本の習得に力を入れた授業の充実に努める。また、学校と家庭との連携を密にして、家庭学習の充実を目指した取組を進める。 | 指導課 |
| 63 | 土曜日授業 | <p>確かな学力の向上や家庭・地域との連携・協力が求められる中、学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、ゆとりをもった授業時数を確保することにより、学校の教育力向上を図り、児童生徒の「生きる力」の育成に資する。</p> <p>年5回実施、1日3時間の授業の実施、授業又は学校行事を実施し、保護者及び地域住民に公開する。</p> | 指導課 |
| 64 | 小・中連携推進 | <p>小・中学校9年間の学びや育ちの連續性を重視した教育の実践を推進する。</p> <p>(1) 9年間を見通したカリキュラムの編成 (2) 児童生徒の交流 (3) 教職員の交流 (4) 小学校高学年での一部教科担任制の導入 (5) 小6、中1の児童生徒を対象とした学級アセスメント (6) 小中教員によるチームティーチング (7) 総合的な学習の時間等を活用した、地域の特徴を生かした特色ある学習</p> | 指導課 |

1-4 児童虐待防止に向けた取組

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------|---|-------|
| 65 | 新座市要保護児童対策地域協議会 | 要保護児童を支援するため、福祉・保健・医療・教育・警察など関係機関が連携し、要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもや家族への援助の方法や対策を協議し対応を図る。 | 児童福祉課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------------|--|-------|
| 66 | 緊急一時保護 | 緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通告を行う。 | 児童福祉課 |
| 67 | CAPプログラムの実施 | いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶためのCAPプログラムを実施する。 | 児童福祉課 |
| 68 | 里親支援事業 | 所沢児童相談所と協力し、里親に対して児童の養育方法の技術の向上等を図るために、また、養育家庭における様々な問題を解決していくための研修や交流の場を提供する。また、「新座地区里親会」及び里親家庭の支援を行う。 | 児童福祉課 |
| 69 | コモンセンス・ペアレンティング講座（コモペ講座） | 神戸少年の町版コモンセンス・ペアレンティング（行動療法の理論背景をもとに、子どもを効果的にしつけられるスキルの体得を経験的に学習するプログラム）を子育て中の市民を対象に実施し、怒鳴らない、叩かない子育ての方法を伝えることで、子育てを支援し、ひいては児童虐待を予防する。 | 児童福祉課 |

1-5 障がい児施策の充実に向けた取組

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------------|--|--|
| 70 | 保育・教育内容の充実 | 保育・教育・福祉・保健・医療の連携を更に強化し、障がいのある子どもが地域の保育園、学校に通い共に育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努める。また、障がいや障がいのある子どもに対する教員や職員の理解を深める研修会等の機会を増やす。 | 子育て支援課 障がい者福祉課 教育総務課 教育相談センター |
| 71 | 障がいのある子どもへの保育・教育相談の充実 | 福祉事務所や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに、各機関が連携し、適切な相談活動ができるよう努める。 | 生活福祉課 障がい者福祉課 子育て支援課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|--|-----------------------------|
| | | 教育相談センターでは、障がいのある子どもたちの早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。 | 児童福祉課 保健センター 教育相談センター |
| 72 | 児童発達支援施設みどり学園、わかば学園の充実 | みどり学園、わかば学園の療育基盤整備を図り、療育機能を充実する。 | 障がい者福祉課 |
| 73 | 在宅福祉サービスの推進 | 障がい者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、訪問介護等の在宅福祉サービスを更に充実するとともに、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進する。 | 障がい者福祉課 |
| 74 | 障がい者医療とリハビリテーションの充実 | 幼児期から成人期、高齢期にわたって地域の医科、歯科医療ケア体制の充実と日常的な医学的リハビリテーション体制の整備を行うとともに、県総合リハビリテーションセンター等の専門機関との情報交換などのネットワークづくりを推進する。 | 障がい者福祉課 |
| 75 | 児童発達支援センターの設置 | 療育相談、指導訓練等が必要な児童を総合的に支援する児童発達支援センターの設置について検討する。 | 障がい者福祉課 |
| 76 | 発達障がい者支援マネージャー育成研修 | 埼玉県が実施している「発達障がい児・者支援プロジェクト」として発達障がい者支援専門員としてのマネージャー育成研修に福祉・保健・保育・幼稚園等の職員を積極的に参加させていく。 | 障がい者福祉課 |
| 77 | 障がい児保育の充実 | 障がいのある子どもで、集団保育が必要とされる子どもを保育する障がい児保育の充実を図る。 | 子育て支援課 |
| 78 | 障がい児保育研究会 | 障がい児保育をめぐる諸問題を研究協議し、障がい児保育を推進する。 | 子育て支援課 |
| 79 | 介助員制度 | 肢体不自由で車椅子等を使用する児童生徒に対して、学校生活を円滑に送るために介助員を配置する。 | 教育相談センター |

基本目標2 すべての親が子育てを楽しみ、子どもと共に成長できることを応援するために

子育て中の親が、子育てに対して抱く不安や負担感を軽減するため、子育てに関する知識やノウハウ等を学べる機会を充実させます。

また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、企業や市民に対して働き方に関する啓発を行うとともに、出産等を機に離職した母親などが再び就職しやすい環境を整備します。

2-1 親になるための学習支援

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------------|--|-----------------|
| 80 | 子育て講座 | 小・中学校入学前の子どもを持つ保護者に対し「就学時健康診断」や「入学説明会」等の機会を利用して、家庭教育や思春期に関する学習機会を提供し、家庭の教育力の向上を図るとともに、明日の親となる中学生を対象に子育てに関する講座を実施する。 | 子育て支援課 |
| 81 | 育児関連講座の充実 | 乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。 | 子育て支援課 中央公民館 |
| 82 | パパママ学級 | 第1子出産予定の母親と家族を対象に妊娠・出産・育児について学ぶ場を提供することで、育児不安の解消や地域の仲間づくりに寄与する。また、栄養士による妊娠期・授乳期の食生活の改善と望ましい食事に関する学習の機会を設け、知識・情報の提供を行う。 | 保健センター |
| 83 | 育児学級 | 生後2~4か月の第1子を持つ保護者を対象に、育児に関する知識や地域の情報を学ぶ場を提供し、育児不安の軽減を図るとともに地域の仲間づくりの機会とする。 | 保健センター |
| 84 | 乳幼児健診の場を通じた情報提供 | 乳幼児家庭での食育を支援するために、乳幼児健診や育児学級等において、保護者を対象に望ましい食生活及び食育に関する資料・情報の提供を行う。 | 保健センター |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------------|---|--------|
| 85 | 父子手帳の配布 | 妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方など父親向けの育児情報を提供する。 | 保健センター |
| 86 | 育児学級・パパママ学級への参加啓発 | 夫婦が協力して出産、育児に臨めるよう父親の参加を促進するとともに、父親が積極的に参加できるよう講座内容を検討する。 | 保健センター |
| 87 | 多胎児の親子の交流会 「さくらんぼ」への支援 | 年6回、保健センターを会場にして、交流会を実施。 各健診のお知らせの発送時、さくらんぼを紹介するリーフレットを同封したり、地区担当保健師より、個々にさくらんぼの紹介をする。 | 保健センター |
| 88 | 主に小学生以上の保護者を対象にした事業 | 各公民館が地域の小・中学校と合同で、保護者向けの家庭教育に関する講演会を実施する。 | 中央公民館 |

【連携事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|--|--------|
| 89 | 出生祝い品(絵本)の配布 | ブックスタート事業と連携して、“親子が絵本を介して向かい合い、温かくて楽しいことばのひとときを持つ”きっかけとなる絵本を、出生祝い品として本市に出生届出をされた人に、窓口において配布する。 | 市民課 |
| 90 | 母子出前講座 | 子どもの病気や事故予防・栄養やハミガキのことなどについて、保健師や栄養士・歯科衛生士などが、市民の希望により講座を行う。 | 保健センター |
| 91 | お父さんの読み聞かせ講座 | 家庭でお父さんが子どもに行う読み聞かせの入門講座を開催する。 | 中央図書館 |
| 92 | ブックスタート事業 (はじめてブック) | 絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深めるよう、保健センターで行う乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本をプレゼントする。 | 中央図書館 |
| 93 | 絵本講座 | 幼児期に絵本を読み聞かせることは、子どもにどのような影響を与えるのか、また周りの大人は子どもにどのような絵本を与 | 中央図書館 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----|---------------------------------------|-----|
| | | えたらよいのか、読み聞かせの大切さや絵本の持つ力についての講座を実施する。 | |

2-2 仕事と子育ての両立の推進

【連携事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------|---|----------------------|
| 94 | 男性の育児休業取得の推進 | 男性の育児休業取得を推進するため、事業所及び従業員に対して啓発を行う。 | 人事課 経済振興課 |
| 95 | 男女共同参画意識の啓発 | 就業の場における男女共同参画意識の醸成と浸透を図るため、事業所に対して啓発を行う。また、男女共同参画に関する諸情報を提供するとともに、市民の意識高揚と理解を図るため講座や講演会等を開催する。 | 人権推進課 男女共同参画推進プラザ |
| 96 | 働き方の見直し | 市民に対しワーク・ライフ・バランスの考え方について、広報・啓発活動を行うとともに、事業所に対し労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に共に参加することができるよう、労働時間短縮、ノー残業デーの推進等の啓発を実施する。 また、事業主として、労働時間の短縮、ノー残業デーの推進を図る。 | 人事課 経済振興課 |
| 97 | 国・県の機関との連携 | 労働関連法規や処遇の改善等を身近に相談できる窓口の紹介と周知を図る。 | 経済振興課 |

2-3 ひとり親家庭の自立支援の推進

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------|---|-------|
| 98 | 児童扶養手当 | 母子・父子家庭、又は親がいないため親に代わって児童を育成している養育者家庭の方に対して、児童扶養手当の支給を行う。 | 児童福祉課 |
| 99 | ひとり親家庭等医療費 | 母子・父子家庭、又は親がいないため親に代わって児童を育成している養育者家庭の方に対して、医療費の一部を支給する。 | 児童福祉課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--|-------|
| 100 | 母子生活支援施設入所 | 保護の必要が認められる(自立が困難等)母子家庭又は母子に準じる家庭に対して入所を行う。 | 児童福祉課 |
| 101 | JR通勤定期乗車券の割引制度 | 児童扶養手当の受給世帯員に対し、JR通勤定期乗車券の割引制度を利用する際に必要となる「特定者資格証明書」及び「特定者用定期乗車券購入証明書」を発行する。 | 児童福祉課 |
| 102 | ひとり親家庭親子のつどい | ひとり親家庭に対してレクリエーションを実施し、親子又はひとり親家庭の相互交流と親睦を図る。 | 児童福祉課 |
| 103 | ひとり親自立支援プログラム策定事業 | 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、ひとり親自立支援プログラム策定員を設置し、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。さらに、必要に応じ生活保護受給者等就労支援事業を活用し、公共職業安定所等と緊密に連携しつつ、きめ細やかで確実な就業・自立支援を行う。 | 児童福祉課 |
| 104 | ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 | 雇用保険制度に基づく教育訓練給付を受ける資格の無いひとり親家庭の父又は母に対し、就職に必要な資格などを得るために教育訓練講座受講費用の一部を負担することによって資格取得を支援する。 | 児童福祉課 |
| 105 | ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 | ひとり親家庭の父又は母の就労に直結する資格取得を促進するため、2年以上養成機関などで修業する場合に生活を支援する目的で促進費等を支給する。 | 児童福祉課 |

2-4 子育て中の親の就職支援

【連携事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------|--|-------|
| 106 | 求人情報相談の充実 | 女性、高齢者、障がい者などの就業機会の確保を図るため、ハローワークとの連携を密に、求人情報の収集・提供に努めるとともに、ふるさとハローワークや障がい者就労支援センター等の相談業務の活用を促進する。 | 経済振興課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|---|-----------------------------|
| 107 | 内職相談事業 | 家庭外で働くことが困難な市民で、内職を希望する者に対し、内職に関する相談及び内職のあっせんを行い、もって市民の福祉を増進する。 | 経済振興課 |
| 108 | 再雇用制度の普及 | 再雇用を進めるため、事業所に対して再雇用制度の普及啓発をする。 | 経済振興課 |
| 109 | 職業能力開発のための講座・講習会の充実 | 商工会等と連携し、職業能力開発のための各種講習会等を開催する。 また、適性に見合った職業選択、有効な資格や技能の取得ができるよう、情報収集し市民に提供する。 | 経済振興課 生涯学習スポーツ課 中央公民館 |
| 110 | 転職・再就職講座の開催 | 転職や再就職を円滑に進めるため、労働関係機関等と連携しながら、適性の発見や能力開発のための講座を開催する。 | 経済振興課 中央公民館 |

基本目標3 地域で子どもや親の成長を支えるまちづくりを応援するために

地域全体で子育て家庭や青少年を見守ることができるよう、関係する組織・団体を中心としてネットワーク化を拡充するとともに、親子が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりや親子が気軽に立ち寄り、利用することができる施設の拡充を図ります。

また、子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。

3-1 地域における子育て支援のネットワークづくり

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|--|----------------------------------|
| 111 | 子育てサークル等への活動の支援 | 公民館、児童センター、集会所などにおいて、子育てサークル等の活動する機会や場所の提供を行う。 | コミュニティ 推進課 子育て支援課 中央公民館 |
| 112 | 子育てNPOの活動支援 | NPO法人の活動を活性化するため、活動の場を提供するとともに、NPO活動への市民の理解を深めるための情報提供を行う。また、分野の異なる団体同士の相互交流を実施していく。 | コミュニティ 推進課 子育て支援課 |
| 113 | 幼保小交流研修会の充実 | 幼稚園・保育園と小学校の職員が一堂に会して、円滑な移行や卒園までの達成目標等について協議する等の研修を行う。また、近隣の小学校に卒園前の園児が訪問する交流体験を行う。 | 子育て支援課 指導課 |
| 114 | 学校施設の開放 | 学校施設や余裕教室を活用して整備したコミュニティ施設等として開放し、地域の学習機会の充実を図る。 | 教育総務課 生涯学習スポーツ課 |
| 115 | 主任児童委員連絡会議 | 委員間の情報交換や研修の場として、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図る。 | 生活福祉課 |
| 116 | 子育て情報誌の発行 | 子育て中の親に必要な様々な情報（子育て支援サービス、公共施設案内、幼稚園・保育園情報等）を掲載した「子育て情報誌」を発行するとともに、その内容をホームページに掲載する。 | 子育て支援課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------|---|-----------|
| 117 | 子育てネットワークフェスティバル | 子育て中の親子が集い運動会やアトラクション、子育てに関する情報交換などを行う「子育てネットワークフェスティバル」を開催する。 | 子育て支援課 |
| 118 | 子育てサロン | 乳幼児を持つ保護者同士が集い、手遊びをしたり子育てについての相談をするなど、交流を図る。 | 子育て支援課 |
| 119 | 保育園園庭開放 | 保育園の園庭を開放し、保育園の子どもと地域の子どもがふれあいながら遊び、交流を図る。 | 子育て支援課 |
| 120 | 保育園地域活動事業 | 地域の親子や高齢者と保育園の子どもたちが、もちつきなどの行事やレクリエーションを通して、世代間・異年齢児による交流を図る。 | 子育て支援課 |
| 121 | お父さん応援隊 | 父親の子育て参加の意識啓発を図ることを目的として、「お父さん応援隊」を組織し、産業フェスティバルへの出店などの活動を行う。 | 子育て支援課 |
| 122 | 新座っ子ぱわーあっぷくらぶ事業 | 地域の教育力の活性化と子どもたちの地域における学校外活動の一層の充実を図るために、地域住民の協力により自然体験・社会体験・スポーツなどの体験活動や、学習活動を実施する様々なクラブを運営する。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 123 | 地域ふれあい講演会 | 学校と地域が連携し多様な体験を持つ方の講演により、中学生に豊かな心を育むとともに広い意味での進路指導を行う。 | 指導課 |
| 124 | 学校懇談会 | 市内各小・中学校の教員と地域の民生委員・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携を図る。 | 指導課 |

【連携事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|--------------------|--|---------------|
| 125 | ボランティア活動の支援 | ボランティアや地域活動を行う市民の支援とボランティア等に関する情報提供を行う。 | コミュニティ推進課 |
| 126 | すこやか広場事業 | 商店街の空き店舗を活用し、商店街で買い物をする者の休憩の場、地域の高齢者の仲間づくりの場及び商店会、町内会等地域の団体及び市民の活動の場、健康増進の場を提供する。 | 経済振興課 |
| 127 | 「民生委員・児童委員だより」の配布 | 民生委員・児童委員（主任児童委員含む）の活動内容（子育て支援ほか）の紹介をした便りを委員が担当地域内の各家庭を訪問配布し、地域への周知を図る。 | 生活福祉課 |
| 128 | 民生委員・児童委員研修会 | 児童福祉部会において、子育てに関する講演会や児童施設の見学研修などにより、地域における児童の健全育成に関わる委員の資質の向上を図る。 | 生活福祉課 |
| 129 | 高齢者いきいき広場 | 現在整備されている高齢者いきいき広場（5か所）を充実させ、介護予防、健康づくり、世代間交流等を図る。 | 長寿支援課 |
| 130 | 食生活改善推進員協議会の活動支援 | 健康づくり及び食育を支援するために食生活改善推進員協議会を育成し、活動を支援する。 | 保健センター |
| 131 | 食事づくり等体験活動の開催支援 | 食生活改善推進員協議会の開催する調理実習（男の料理教室、子ども食育料理教室等）の活動支援を行い、男性や子どもが食事づくりに参加する機会を設ける。 | 保健センター |
| 132 | 保健、教育等の連携の推進 | 保健、教育の連携により食に関する学習機会や情報の提供を進める。 | 保健センター 指導課 |
| 133 | ふれあい地域連絡協議会活動の推進 | 地域ぐるみで子どもたちの健やかな成長を図ることを目的に、地域内の学校、各種団体、関係機関等によりネットワークを形成し、地域の教育力の向上を目指した「ふれあい地域連絡協議会（各中学校区に設置）」の様々な活動を支援し、推進する。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 134 | 元気の出るまちづくり 出前講座 | 市民の求めに応じ、市民が主催する集会等に市職員が講師として出向き、市政の説 | 生涯学習スポーツ課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------|---|-----------|
| | | 明、職員の専門知識を生かした講義を行い、サークル活動等を支援する。 | |
| 135 | 保育スペースマミート | 体育協会主催の教室に参加する母親のための保育事業。子育てが忙しく運動ができないという母親の心身の健康の増進に努める。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 136 | 社会教育施設での体験学習の開催 | 公民館、図書館、歴史民俗資料館等の社会教育施設で児童・生徒を対象とした様々な体験学習・催しを開催する。 | 中央公民館 |
| 137 | コミュニティ・スクールの推進 | 地域ぐるみで児童の安全・健全育成を目指し、学校評議員、PTA、学校応援ボランティア団体等の再編成と活性化を進め、学校を総合的に支援する学校運営協議会の充実に取り組む。 | 学務課 |
| 138 | 学校評議員の導入 | 学校・家庭・地域が連携し、開かれた学校を目指し、学校評議員を各学校に設置する。 | 指導課 |
| 139 | 学校応援団の推進 | 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民の活動を推進する。 | 指導課 |

3-2 青少年を支援する取組

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|---------------------|--|--------------------|
| 140 | 思春期保健相談体制支援事業 | 学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図る。 | 保健センター 教育相談センター |
| 141 | 青少年市民会議の推進 | 青少年の健全な育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、この会議の趣旨に賛同する者、青少年関係団体、関係機関をもって組織し、心の声かけ運動など様々な活動を行う。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 142 | 新座市PTA・保護者会連合会活動の推進 | 市内公立小・中学校をもって組織され、保護者及び教職員が一体となり、児童・生徒の福祉の増進と学校教育の振興に寄与す | 生涯学習スポーツ課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------------------|---|-----------|
| | | るとともに、会員相互の研修と連絡協議を図ることを目的とした「新座市PTA・保護者会連合会」の様々な活動を支援し、推進する。 | |
| 143 | 青少年団体の育成 | 子ども会連合会等の青少年の健全な育成と青少年教育の振興に資することを目的とした活動団体に対して助成を行う。 | 生涯学習スポーツ課 |
| 144 | 学校サポート推進事業 (キャリア教育職場体験) | キャリア教育の視点である、「生きること、学ぶこと、働くこと」の大切さを学習する機会とするため、全中学校の2年生が3日間、地域の中で様々な社会体験活動に取り組む。 | 指導課 |
| 145 | いじめ等青少年の問題行動対策事業 | いじめ等青少年の問題行動へ対応するために、各中学校にさわやか相談室を開設し、6人のさわやか相談員が相談活動を行うとともに、教師がカウンセリングマインドを持って積極的な生徒指導が行えるよう学校カウンセリング研修会を開催する。 | 教育相談センター |

【連携事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------|--|-----------|
| 146 | 新座市青少年海外派遣事業 | 市内在住の中学生を海外へ派遣し、ホームステイなどを通じて、国際理解を図るとともに、これを契機に市民に対して国際意識の啓発を図る。 | コミュニティ推進課 |
| 147 | 青少年育成推進員活動への支援 | 青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年育成埼玉県民会議会長から委嘱された青少年育成推進員による様々な活動を支援する。 | 生涯学習スポーツ課 |

3-3 安心して外出できる環境の整備

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------|---------------------------------------|--------|
| 148 | 子育てバリアフリー情報の提供 | 乳幼児を連れて外出する際の遊び場、授乳コーナー、子ども連れに優しいトイレの | 子育て支援課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|---|---------|
| | | 設置場所などを示した子育てバリアフリー情報を提供する。 | |
| 149 | キッズコーナーの設置 | 子ども連れの来庁者が窓口で申請手続をスムーズに行うことができるようとするための環境を整備する。 | 子育て支援課 |
| 150 | 児童遊園、公園の整備・充実 | 子どもの安全な遊び場を確保するため、児童遊園、公園の整備・充実を図る。 | みどりと公園課 |
| 151 | 新座市立小・中学校学校防災マニュアルの活用 | 災害時における学校の教職員、児童生徒の基本行動について共通理解を図る。 (1) 災害時における教職員の基本行動・活動組織 (2) 災害時における児童生徒の基本行動（授業時間前・授業時間中・授業時間後） (3) 災害時における保護者、地域への連絡体制 | 指導課 |

【連携事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--|--------|
| 152 | 赤ちゃんの駅 | 授乳及びおむつ替え等の対応可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る。 | 子育て支援課 |
| 153 | カーブミラーの整備 | 交通事故防止のため、必要に応じて、公道との交差点に整備する。 | 市民安全課 |
| 154 | 生活道路での通行車両の進入抑制・速度抑制 | 生活道路での安全確保のため、新座警察署と連携し、車両の進入抑制・速度抑制を図る。 | 市民安全課 |
| 155 | 交通安全看板等の設置 | 市内における交通事故等の抑止のため、電柱等に交通安全に関する看板を設置する。 | 市民安全課 |
| 156 | 夜間の交通事故防止対策 | 夜間の交通事故防止のため、必要に応じて、道路照明灯を整備する。 | 市民安全課 |
| 157 | ノンステップバス購入費の補助 | ノンステップバスの普及を促進するため、バス事業者に対して、国、県と協調してバス購入費の補助を行う。 | 市民安全課 |
| 158 | 交通指導員の配置 | 小学生やその他の歩行者の交通安全を図るため、市内通学路の交差点等に交通指導員を配置する。 | 市民安全課 |

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|-----------------------|--|--------------|
| 159 | 交通安全推進協議会による交通安全運動の実施 | 市、新座警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会により、四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を実施する。 | 市民安全課 |
| 160 | 交通安全教室 | 子どもたちを交通事故から守るため、小学1年生全員を対象に交通安全教室を実施する。また、元気の出るまちづくり出前講座として幼稚園、保育園、小・中学校等の要望に応じて交通安全教室を開催する。 | 市民安全課 |
| 161 | 放置自転車対策の推進 | 良好な駅前環境を保持するため、自転車等の誘導業務を実施するとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うなど、放置自転車対策を推進する。 | 市民安全課 |
| 162 | 放置自動車対策の推進 | 所有者等の確認できない自動車が放置された場合、放置自動車廃物判定委員会を開催し、適切な処理を推進する。 | 市民安全課 |
| 163 | 自転車用ヘルメット購入費補助事業 | 自転車を利用する児童等及び高齢者に対し、自転車用ヘルメットの着用の促進を目的として自転車用ヘルメットの購入費の一部を補助する。 | 市民安全課 |
| 164 | 道路改良10か年基本計画PARTⅢの推進 | 「まちづくりは道路から」を基本に、計画的に道路の拡幅や歩道の設置等を行い、安全で快適な道路行政の推進の下、危険箇所や交通渋滞の解消を図る。 | 道路課 |
| 165 | 生活道路拡幅整備事業 | 市道で1.8m以上4.8m未満の道路を生活道路として位置付け、建築行為等に際して道路中心から2.4mの後退を推進し、建築主の理解と協力の下、交通安全上の配慮はもとより、災害時の避難、緊急車両等の通行や消防活動の円滑化を図る。 | 道路課 |
| 166 | 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進 | 埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進める。学校施設では、障がいのある児童生徒に対応するためのバリアフリー化を進める。 | 道路課 教育総務課 |

3-4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【推進・管理事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------|--|-----------|
| 167 | 健全育成対策の充実 | <p>子どもが心身ともに健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。</p> <p>また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため、児童買春・児童ポルノ禁止法を普及啓発する。</p> | 生涯学習スポーツ課 |
| 168 | 情報モラル教育の推進 | 小・中学校において、情報モラル教育を推進する。 | 指導課 |

【連携事業】

| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|------------------------|--|-----------|
| 169 | 防犯灯設置及び維持管理費補助金 | 夜間における犯罪等の防止を図るため、私道に防犯灯を設置し、管理する町内会に補助金を交付する。 | コミュニティ推進課 |
| 170 | 防犯体制の充実 | 安全で安心なまちづくりのため、新座警察署を始めとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進する。 | 市民安全課 |
| 171 | 防犯協会、暴力排除推進協議会への補助金の交付 | 新座市防犯協会、新座市暴力排除推進協議会に対し補助金を交付し、防犯に関する活動を推進する。 | 市民安全課 |
| 172 | 防犯に関する普及啓発活動の実施 | 安全・安心なまちづくりのため、市民との協働により防犯に関する普及啓発活動を行う。 | 市民安全課 |
| 173 | PTA保護者会、町内会が行う防犯活動への支援 | PTA保護者会、町内会に対し、「自主防犯パトロール活動」のための資機材の貸与、傷害保険の加入を行うなど、防犯活動を支援する。 | 市民安全課 |
| 174 | 職員によるパトロールの実施 | 青色回転灯を設置した公用車によりパトロールを実施し、更なる犯罪の抑止に努める。 | 市民安全課 |
| 175 | 犯罪被害者支援推進協議会への補助金の交付 | 犯罪被害者支援推進協議会に対し補助金を交付し、被害者の要望に即した支援を行う。 | 市民安全課 |

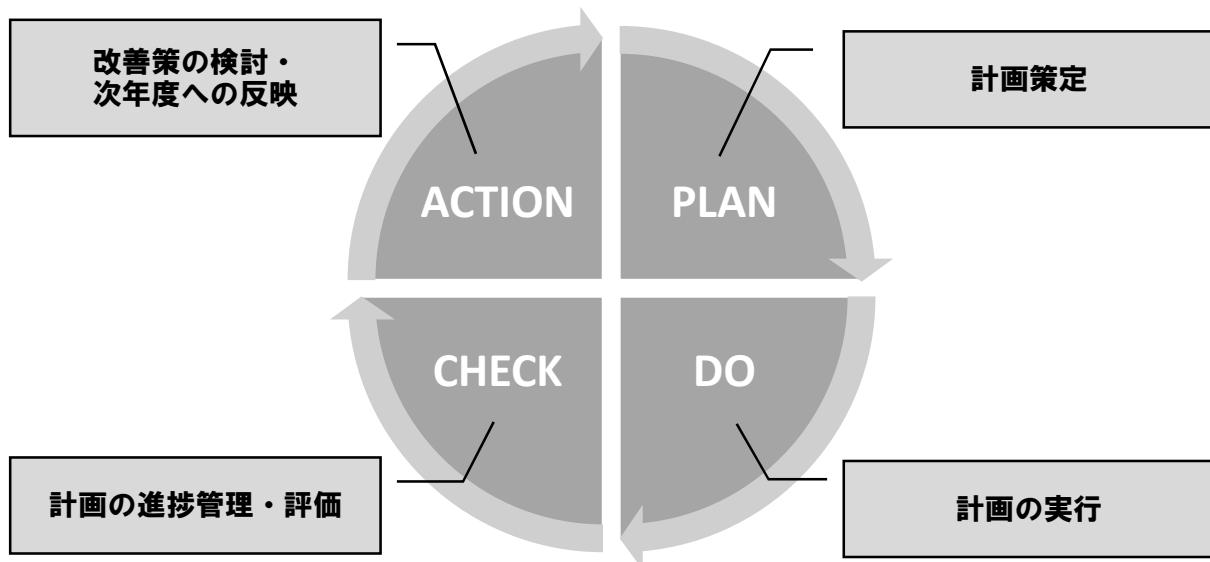
| No | 事業名 | 事業内容 | 担当課 |
|-----|----------------------|--|------------------|
| 176 | 保護者・地域との連携による防犯活動の推進 | 保護者や地域の市民、学校、警察などが連携し「子ども110番の家の設置」や「学校付近のパトロール活動」を行うなど、防犯活動を推進する。 | 生涯学習スポーツ課 指導課 |
| 177 | 不審者対応マニュアルの作成 | 学校の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルを作成し小・中学校に配布する。 | 指導課 |

第6章 計画の推進・進捗管理

(1) 計画の進捗管理・評価方法

計画の推進に当たっては、定期的に進捗状況を確認し、評価を行い、次年度以降の取組に反映させていくことが重要です。

そのため、年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、その結果や課題等について「新座市子ども・子育て会議」に諮り、意見・提案をいただきながら、PDCAサイクルの考え方に基づく仕組みを構築します。



(2) 関係機関との連携強化

子どもの健やかな成長を支援していくため、庁内の関連する部局との連携を強化することで、全庁的な推進体制を整備します。

さらに、市民との協働による全市的な子育て支援を推進するため、幼稚園・保育園等の事業所、子育て支援団体、民生委員・児童委員等の協力を得て、新座市の子どもの成長を見守るネットワークを構築します。

資料編

(1) 計画の策定経過

| 年度 | 月 | 事 項 | 内 容 |
|--------|-----|---|--|
| 平成25年度 | 10月 | 第1回子ども・子育て会議 (29日) | <ul style="list-style-type: none"> ◇委員委嘱 ◇子ども・子育て支援新制度について ◇新座市子ども・子育て会議について ◇子ども・子育て支援新制度に係る今後の取組の予定について ◇子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の実施について |
| | 11月 | 子育て支援に関するアンケート調査(8~25日) | <ul style="list-style-type: none"> ◇就学前児童調査(1,799件回収[60.0%]) ◇就学児童調査(574件回収[57.4%]) |
| | 12月 | ○現場職員意見交換会(26日) 地域子育て支援センター職員 | <ul style="list-style-type: none"> ◇子ども・子育て支援新制度について ◇現状と課題について |
| | 1月 | ○ニーズ調査分析会議(22日) | <ul style="list-style-type: none"> ◇分析の手法及び今後の方向性について ◇集計結果に対する意見交換 ◇配慮すべき分析視点(分析方法)の確認 |
| | 1月 | ○現場職員意見交換会 幼稚園職員(23日) 放課後児童保育室職員(30日) | <ul style="list-style-type: none"> ◇子ども・子育て支援新制度について ◇現状と課題について |
| | 2月 | 第2回子ども・子育て会議 (6日) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ニーズ調査結果について ◇「現場職員の方々との意見交流会」報告 ◇単純目標事業量について |
| | 2月 | ○現場職員意見交換会(13日) 保育園職員 | <ul style="list-style-type: none"> ◇子ども・子育て支援新制度について ◇現状と課題について |
| | 3月 | 第3回子ども・子育て会議 (26日) | <ul style="list-style-type: none"> ◇ニーズ量算出結果等報告 ◇ニーズ量推計試行作業 ◇「現場職員の方々との意見交流会」等報告 ◇市及び新座市子ども子育て会議に寄せられた意見・要望について |

| 年度 | 月 | 事 項 | 内 容 |
|--------|-----|--|--|
| 平成26年度 | 4月 | ○ニーズ調査分析会議 (9日) | ◇集計結果に対する分析視点（分析方法）の確認 ◇各地区の分析に関する意見交換 |
| | | 第4回子ども・子育て会議 (24日) | ◇子ども・子育て支援事業に関するニーズ量について ◇各事業の政策課題（質、量等）に対する意見交換 |
| | 5月 | 第5回子ども・子育て会議 (22日) | ◇新座市子ども・子育て支援事業計画について ◇各事業の政策課題（質、量等）に対する意見交換 |
| | 6月 | 第6回子ども・子育て会議 (30日) | ◇新座市子ども・子育て支援事業計画について ◇市が定める各基準（案）について ◇各事業の政策課題（質、量等）に対する意見交換 |
| | 7月 | 第7回子ども・子育て会議 (29日) | ◇新座市子ども・子育て支援事業計画について ◇各事業の政策課題（質、量等）に対する意見交換 ◇市が定める各基準（案）について |
| | 8月 | ○新制度の基準に係る会議 (1日) | ◇新制度の基準について |
| | 9月 | 第1回新座市次世代育成支援対策地域会議 (26日) | ◇次世代育成支援行動計画後期計画（平成22年度～平成26年度）における各事業の評価に関する意見聴取 ◇次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画への引継項目・掲載方法への意見、進捗管理体制への意見聴取 |
| | 10月 | 第8回子ども・子育て会議 (1日) | ◇新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）について |
| | 11月 | 第9回子ども・子育て会議 (18日) | ◇新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ◇子ども・子育て支援新制度及び事業計画説明会、意見交換会について |
| | 12月 | ○新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）パブリックコメント (12月1日～1月7日) | ◇意見総数 256 件 (111 人) |
| | | ○新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）市民意見交換会 (14日) | ◇子ども・子育て支援新制度説明（内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 西田紫郎氏） ◇新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）説明 ◇意見交換・質疑応答 |
| | 1月 | 第10回子ども・子育て会議・第2回新座市次世代育成支援対策地域会議 合同会議 (21日) | ◇新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）のパブリックコメント及び意見交換会の概要報告及び意見に対する市の考え方 ◇新座市子ども・子育て支援事業計画の推進・進捗管理について |

(2) 新座市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日
条例第35号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、新座市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 子ども・子育て支援関係団体を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(3) 新座市子ども・子育て会議委員名簿

| | 委員名 | 選出区分 | 所属機関等 | 備考 |
|----|---------------|------------------|-----------------------|--|
| 1 | 内藤由紀子 | 子どもの保護者 | 新座市保育園保護者連絡会 | |
| 2 | 宮田友子 | 子どもの保護者 | 新座市幼稚園父母の会連合会 | |
| 3 | 甲田由夏 | 子どもの保護者 | 新座市学童保育の会 | |
| 4 | 山野辺範一 | 事業主代表 | 新座市商工会 | |
| 5 | 小川茂樹 塚田美香 | 労働者代表 | 連合埼玉朝霞・東入間地域協議会 | 任期 H25.10.29～H26.9.30 任期 H26.10.1～H27.10.28 |
| 6 | 神杉敏夫 | 事業従事者(保育園) | 新座市法人保育園連絡協議会 | |
| 7 | 川井直子 | 事業従事者(幼稚園) | 東上地区私立幼稚園協会 | |
| 8 | — | 事業従事者(認定こども園) | (認定こども園事業者の代表) | |
| 9 | 中村敏也 | 事業従事者(家庭保育室) | 元気キッズ新座園 | |
| 10 | 坂本純子 | 事業従事者(子育て支援センター) | 栄保育園地域子育て支援センター「るーえん」 | |
| 11 | 寺島宏則 宮川みさ子 | 事業従事者(小学校) | 新座市立小学校長会 | 任期 H25.10.29～H26.3.31 任期 H26.4.1～H27.10.28 |
| 12 | 向井美穂 | 学識経験者 | 十文字学園女子大学人間生活学部 | 副会長 |
| 13 | 浅井春夫 | 学識経験者 | 立教大学 コミュニティ福祉学部 | 会長 |
| 14 | 鷹咲子 | 学識経験者 | 跡見学園女子大学 マネジメント学部 | |
| 15 | 飯野玲明 | 関係団体 | 新座市民生・児童委員協議会 | |
| 16 | 川口博栄 | 関係団体 | 新座市障害者を守る会 | |
| 17 | 田子敏子 | 関係団体 | 新座市町内会連合会 | |

平成 26 年 10 月 1 日現在、敬称略

**新座市子ども・子育て支援事業計画
(平成 27 年度～平成 31 年度)**

平成 27 年 2 月

発行：新座市

編集：新座市 福祉部 子育て支援課

〒352-8623

埼玉県新座市野火止一丁目 1 番 1 号

Tel 048 (477) 1111 [代表]

URL <http://www.city.niiza.lg.jp/>

